



# 人権教育・啓発に関する 豊川市行動計画



市民みんなの人権が尊重され



差別・偏見がなく暮らしやすい



明るい豊川市

平成24年3月  
豊川市



## はじめに

我が国では、日本国憲法において、基本的人権の尊重と保障が最も重要な理念の一つとされ、これまで人権に関する数々の国際的条約が締結されてきました。国内でも、様々な分野で法整備がされており、近年では平成9年(1997年)に、人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指し「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定しました。



さらに、平成12年(2000年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方自治体も、国との連携を図りつつ、その地域の実情に基づいて、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

一方で私たちを取り巻く社会環境は、情報や通信手段の急速な発達により非常に便利で豊かになりましたが、インターネットを利用した人権侵害などの新たな問題も発生しており、これまでとはまた違う形で人権問題に取り組んでいかなければなりません。

平成23年(2011年)に本市が実施しました「豊川市人権に関する市民意識調査」では、「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思う。」と答えた人は、全体の40.1%で、平成20年(2008年)の県民意識調査の21.4%より高いものとなっていますが、「この10年程の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがある。」と答えた人が15.8%いるという状況です。

この「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」は、こうした本市の現状を把握した上で、市民の人権が尊重され、明るく豊かな生活ができることを目標に、本市の人権施策の総合的な展開の方向と、重要な課題とされている施策分野についての指針を明らかにしております。

今後、この行動計画に基づき、あらゆる分野を通じて人権教育・啓発を推進し、「市民みんなの人権が尊重され、差別・偏見がなく暮らしやすい明るい豊川市」を目指してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

豊川市人権施策推進本部長  
豊川市長 山 脇 実

# 目 次

第1章	人権施策をめぐる背景	1
1-1	国際的動向及び我が国の動向	1
1-2	愛知県及び豊川市の動向	5
第2章	人権施策推進の目標と考え方	7
2-1	計画策定の目的	7
2-2	計画の期間	7
2-3	計画の基本理念	7
2-4	基本的な考え方と姿勢	8
第3章	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	10
3-1	家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	12
3-2	学校等における人権教育の推進	17
3-3	職場における人権教育・啓発の推進	21
3-4	行政における人権啓発活動の推進	25
第4章	重要課題への対応	30
4-1	女性	31
4-2	子ども	36
4-3	高齢者	42
4-4	障害者	48
4-5	同和問題	53
4-6	外国人	60
4-7	HIV感染者・ハンセン病患者等	64
4-8	さまざまな人権	67
第5章	計画の推進	69
5-1	基本姿勢	69
5-2	推進体制	69
5-3	進行管理	69
	用語解説	70

# 第1章 人権施策をめぐる背景

## 1-1 国際的動向及び我が国の動向

### (1) 国際的動向

第二次世界大戦後に設立された国際連合は、その憲章において前文で基本的人権と人間の尊厳などを確認するとして、第1条で「人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重」することを示しました（昭和20年(1945年)）。

図表 1-1 主な人権に関する国際連合の動向・条約等

昭和20年(1945年)	国際連合成立。国際連合憲章調印
昭和23年(1948年)	国際連合人権委員会が人権規約を具体化した「世界人権宣言」採択
昭和24年(1949年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
昭和34年(1959年)	「児童の権利に関する宣言」採択
昭和40年(1965年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択
昭和41年(1966年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」の二つの国際人権規約採択
昭和42年(1967年)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
昭和43年(1968年)	「国際人権年」
昭和50年(1975年)	「国際婦人年」(「国際婦人の10年」：昭和51年(1976年)～昭和60年(1985年))
昭和54年(1979年)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択
昭和56年(1981年)	「国際障害者年」
平成元年(1989年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択
平成6年(1994年)	「人権教育のための国連10年」(平成7年(1995年)～平成16年(2004年))決議
平成11年(1999年)	「国際高齢者年」
平成13年(2001年)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」
平成18年(2006年)	「障害者の権利に関する条約」採択
平成19年(2007年)	「先住民の権利に関する国際連合宣言」採択
平成20年(2008年)	国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告 国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択

(資料) 外務省資料、長崎人権研究所資料など

昭和20年(1945年)に国際連合憲章で示された人権尊重の考え方は、国際連合設立の目的の一つとされました。昭和23年(1948年)には、国際連合人権委員会が人権規約を具体化した「世界人権宣言」が採択されました。

## 第1章 人権施策をめぐる背景

これをスタートにして、国際連合においては相次いで人権にかかわる条約とともに、2つの国際人権規約、すなわち「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」を採択してきました。

また、「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年が定められてきました。

平成6年(1994年)には、「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択され、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であるとされ、「国内行動計画」を策定することなど世界中が人権教育・啓発に積極的に取り組むことを強く求めています。

### (2) 我が国の動向

我が国においては、昭和22年(1947年)に「日本国憲法」が施行され、基本的人権の尊重と保障がうたわれました。また、国際連合に加入後には、我が国は人権に関する数々の条約を締結してきており、平成7年(1995年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」を批准しました。

平成6年(1994年)の「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成7年(1995年)には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年(1997年)に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されました。

国内行動計画においては、人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って、一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指すとしています。その基本的な考え方において地方自治体、民間団体等が、この行動計画の趣旨に沿ったさまざまな取り組みを展開することを期待するものとされ、あらゆる場を通じた人権教育の推進や、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、それぞれの重要課題への対処の方向などが示されています。

図表 1-2 我が国の人権に関する主な動向

昭和21年(1946年)	「日本国憲法」公布
昭和22年(1947年)	「教育基本法」施行／「日本国憲法」施行／「労働基準法」施行
昭和23年(1948年)	「児童福祉法」施行／「優生保護法」施行／「民法」改正
昭和25年(1950年)	「身体障害者福祉法」施行／「生活保護法」施行
昭和26年(1951年)	「児童憲章」制定
昭和30年(1955年)	「婦人の参政権に関する条約」批准
昭和31年(1956年)	「国際連合」加入
昭和33年(1958年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准
昭和35年(1960年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和対策審議会」設置
昭和40年(1965年)	「同和対策審議会」答申／「保育所保育指針」制定
昭和44年(1969年)	「同和対策事業特別措置法」施行

## 第1章 人権施策をめぐる背景

昭和45年(1970年)	「心身障害者対策基本法」施行
昭和53年(1978年)	「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
昭和54年(1979年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准
昭和56年(1981年)	「障害者の日」設定／「難民の地位に関する条約」批准 「今後における同和関係施策について」(同和対策協議会意見具申)
昭和57年(1982年)	「難民の地位に関する議定書」批准 「地域改善対策特別措置法」施行
昭和59年(1984年)	「今後における啓発活動のあり方について」(地域改善対策協議会意見具申)
昭和60年(1985年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
昭和61年(1986年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行
平成元年(1989年)	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行
平成2年(1990年)	「保育所保育指針」改定
平成5年(1993年)	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成6年(1994年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 「学校における同和教育指導資料」(文部省)発行 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」策定
平成7年(1995年)	「ILO第156号条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准／「高齢社会対策基本法」施行 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション*7ヶ年戦略)」策定
平成8年(1996年)	「地域改善対策協議会意見具申」 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定) 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定
平成9年(1997年)	「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」とりまとめ
平成10年(1998年)	障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部改正)
平成11年(1999年)	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行／「男女共同参画社会基本法」施行
平成12年(2000年)	「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画計画」策定
平成14年(2002年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「障害者基本計画」策定
平成15年(2003年)	「次世代育成支援対策推進法」施行
平成17年(2005年)	「障害者自立支援法」公布
平成20年(2008年)	「アイヌ民族は先住民族」国会決議 「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」
平成21年(2009年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
平成23年(2011年)	「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」法務省

(資料) (財) 人権教育啓発推進センター、外務省資料、長崎人権研究所資料など

(\*) この用語については、70ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 第1章 人権施策をめぐる背景

さらに、国の地域改善対策協議会は平成8年(1996年)の意見具申において、我が国固有の同和問題の早期解決に向けたこれまでの同和教育や啓発活動の評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると提言しました。

### 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 平成9年(1997年)7月 ※計画より一部抜粋

#### ○目的等

人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って、一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現

人権教育とは：知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力

#### 1 基本的考え方

- (1) 人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が進めるべき基本的課題
- (2) 世界各国との連携・協力の下に、全ての人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を果たしていくことは我が国の重要な責務
- (3) 略
- (4) 人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。
- (5) 略
- (6) 地方公共団体、民間団体等が、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待

#### 2 あらゆる場を通じた人権教育の推進

- (1) 学校教育 (2) 社会教育 (3) 企業その他一般社会
- (4) 特定の職業に従事する者：教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、消防職員、公務員など

#### 3 重要課題への対応

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して固有の問題点のアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意

平成9年(1997年)には「人権擁護施策推進法」が施行され、人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会の答申においては、地方自治体は人権教育・啓発の実施主体として積極的な役割を果たすことが求められています。

平成12年(2000年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づいて、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14年(2002年)に策定されるとともに、人権教育・啓発に関する施策の推進のための地方自治体の役割についても求められています。

## 1-2 愛知県及び豊川市の動向

### (1) 愛知県の動向

愛知県は、平成7年(1995年)に県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」についての採択の後、平成9年(1997年)に、「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を、全国の自治体に先駆けて行いました。

平成11年(1999年)には「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成13年(2001年)には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定しています。

#### その他の愛知県における取り組み

- 県政モニターアンケート（平成12年(2000年)6月）
- 平成14年度（2002年度）人権に関する県民意識調査
- 平成19年度（2007年度）人権に関する県民意識調査
- 予定：平成24年度（2012年度）意識調査

### (2) 豊川市の動向

旧小坂井町においては「人権教育・啓発に関する小坂井町行動計画」（平成18年(2006年)6月改訂）を策定していました。

豊川市は、旧宝飯郡4町との合併に伴い、新市の規模、地勢、地域資源等も大きく様変わりしたため、市民憲章を見直し、平成23年(2011年)4月に新市民憲章を制定しました。この、市民憲章の中でも「次代へつなぐ共生のまち」として人権の尊さがうたわれています。

市民一人ひとりの人権が保護され、人権の尊重されるまちづくりを目指して、「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」を策定します。

関連計画としては、「地域福祉計画」、「障害者福祉計画」、「男女共同参画基本計画」などもすでに策定しており、高齢者、障害者、女性等の人権の尊重・保護についても更に取り組んでまいります。

豊川市には、第5次総合計画を始め、次のとおり関連計画があります。

#### 豊川市の関連計画

- 第2次豊川市障害者福祉計画（平成18年(2006年)3月）
- 第2次豊川市生涯学習推進計画（平成19年(2007年)3月）
- 豊川市地域福祉計画（平成20年(2008年)3月）
- とよかわ市民活動活性化基本方針（平成20年(2008年)3月）

## 第1章 人権施策をめぐる背景

- 豊川市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）（平成22年（2010年）3月）
- 豊川市多文化共生推進プラン（平成22年（2010年）3月）
- 豊川市男女共同参画基本計画（平成23年（2011年）3月）
- 豊川市バリアフリー\*基本構想（平成23年（2011年）3月）
- 第3期豊川市障害福祉計画（平成24年（2012年）3月）
- 豊川市保育所人権保育指針（平成24年（2012年）3月）
- 第5期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年（2012年）3月）
- 豊川市住宅マスタープラン（平成24年（2012年）3月）
- 教育振興基本計画（平成24年（2012年）3月）

（\*）この用語については、70ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 第2章 人権施策推進の目標と考え方

### 2-1 計画策定の目的

本計画は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができることを目標として、国及び県の行動計画等の枠組みを踏まえて、人権施策の総合的な展開の方向と、重要な課題とされている施策分野についての指針を明らかにすることを目的としています。

また、ボランティア・市民活動が盛んになっていることから、市民との協働\*によるまちづくりが重要であるという考え方を根底に据えます。

つまり、市民、事業者、行政が一体となって、家庭、地域、学校、職場などの市民がかかわるあらゆる場において、人権教育・啓発を進めます。

### 2-2 計画の期間

本計画は、平成24年度(2012年度)を初年度として、平成33年度(2021年度)までの10年間を目標期間とします。

また、施策の進捗状況や国・県の施策の動向、社会構造の変化を踏まえて、必要に応じて計画を見直します。

### 2-3 計画の基本理念

第5次豊川市総合計画でうたっている豊川市の将来像

『光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち』

を目指します。

特に本計画においては、生活を送る

「市民みんなの人権が尊重され、

差別・偏見がなく暮らしやすい

「明るい豊川市」

を目指すものとしします。

(\*) この用語については、70ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 2-4 基本的な考え方と姿勢

本計画においては次のような基本的な考え方と姿勢を持って、総合的に人権施策の推進に取り組みます。

### (1) 人権を尊重する意識の向上

人権の大切さとそれを尊重すること、人権の意義や重要性について、市民一人ひとりの心や考え方に定着するよう、人権を尊重する意識を高めるための啓発を行います。

市民が日常生活において、人権問題について常に捉える感性を養うとともに、人権に配慮する姿勢を持ち行動するような人権感覚を身につけることを目指します。

### (2) 個人の尊厳の確保と共生社会の形成

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人個人が自由な意思と社会的責任を担って能力を発揮することができる社会を目指します。

また、市民が、年齢、性別、習慣、考え方、国籍、文化などの様々な違いをお互いに認め合い、人権を尊重して支え合うことのできる共生社会の形成を目指します。

### (3) 多様な価値観を持つ社会づくりと少数意見の尊重

社会の持続性を高めるためには、多様な価値観を持つ市民が協力して、少子高齢化の進展をはじめ予想が困難な社会構造の変化に対応することが求められます。

このため、地域や行政においては、日ごろから地域住民に対してコミュニティへの参加を強力に呼びかけるとともに、少数意見などにも十分な配慮をしていかなければなりません。

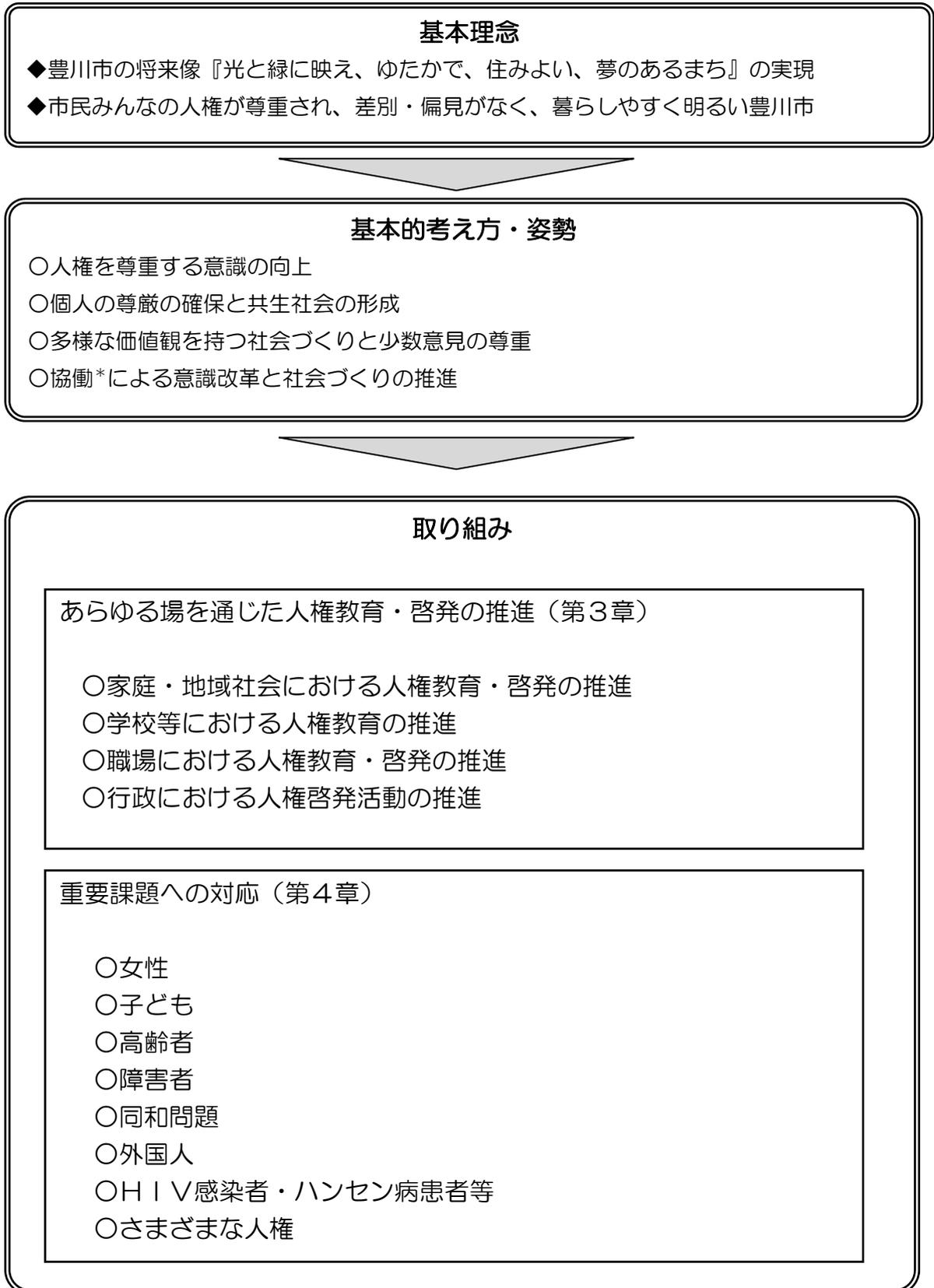
### (4) 協働\*による意識改革と社会づくりの推進

人権尊重は一人ひとりの意識改革と日常生活のすごし方というように個人の意識と行動に帰結することであり、さらに、地域、職場、学校などの集団の取り組みによって、時間をかけて達成されていくものです。

このため、市民の人権が尊重される社会を形成するためには、行政のみが大きな役割を果たすのではなく、市民、事業者、行政が協働\*により取り組みます。

(\* ) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

図表 2-1 計画の構成



(\*）この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### 【現状と課題】

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、行政をはじめ市民一人ひとりが正しい認識を持ち、努力を続けていく必要があります。

現代的な学習課題であり、自らの生き方の課題であるとも言える人権について、人権尊重の社会づくりの担い手である市民の積極的な取り組みが促進されるよう、学習の振興、教育・啓発が必要です。

このため、人権に関する学習、教育・啓発について、家庭、地域、学校、職場のあらゆる場において進めることが不可欠です。

豊川市人権に関する市民意識調査\*結果（以下、アンケート調査結果と記述）においては、今の日本は基本的人権が尊重されているのかについて「そう思う」と回答した人は40.1%ですが、「どちらともいえない」は35.7%、「そう思わない」は14.7%になっています。人権が尊重されているという感覚は必ずしも強くなく、今後も社会のあらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発が必要と考えられます。（図表3-1）

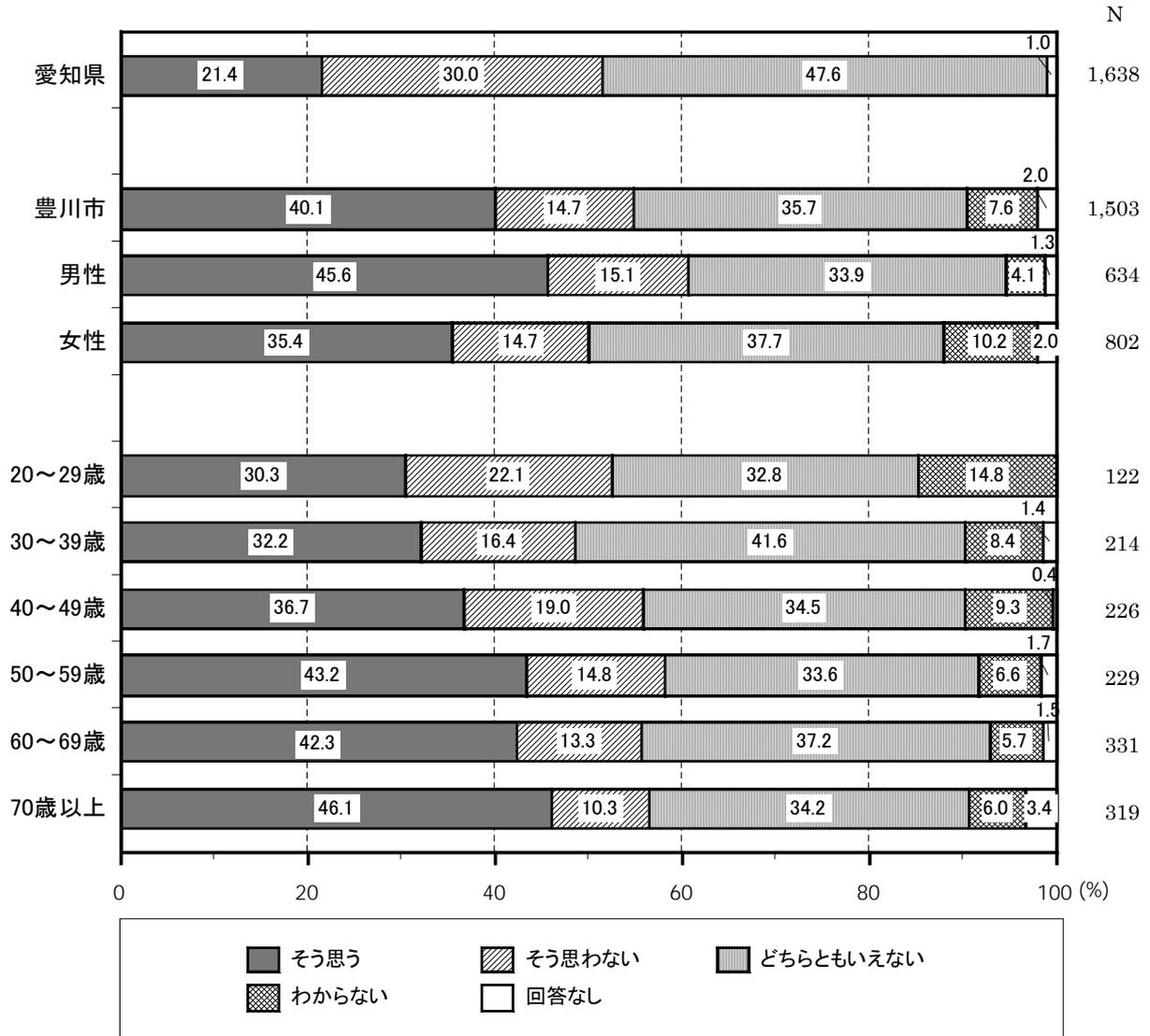
近年、家庭や地域においては教育力の低下が懸念されています。学校や職場等で人権に対する意識を高めることや、さまざまな場の相互の連携により人権に対する学習や教育を深めていくことが課題です。

\*：豊川市人権に関する市民意識調査 調査概要

調査対象	豊川市在住の20歳以上の男女
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成23年7月
配布数	4,000票
回収数	1,513票（有効回収数 1,503票）
回収率	37.8%（有効回収率 37.6%）

問 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○印は1つ)

図表 3-1 日本の人権意識



(注) グラフの愛知県は「平成19年度 人権に関する県民意識調査報告書、H20.3」より

### 3-1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

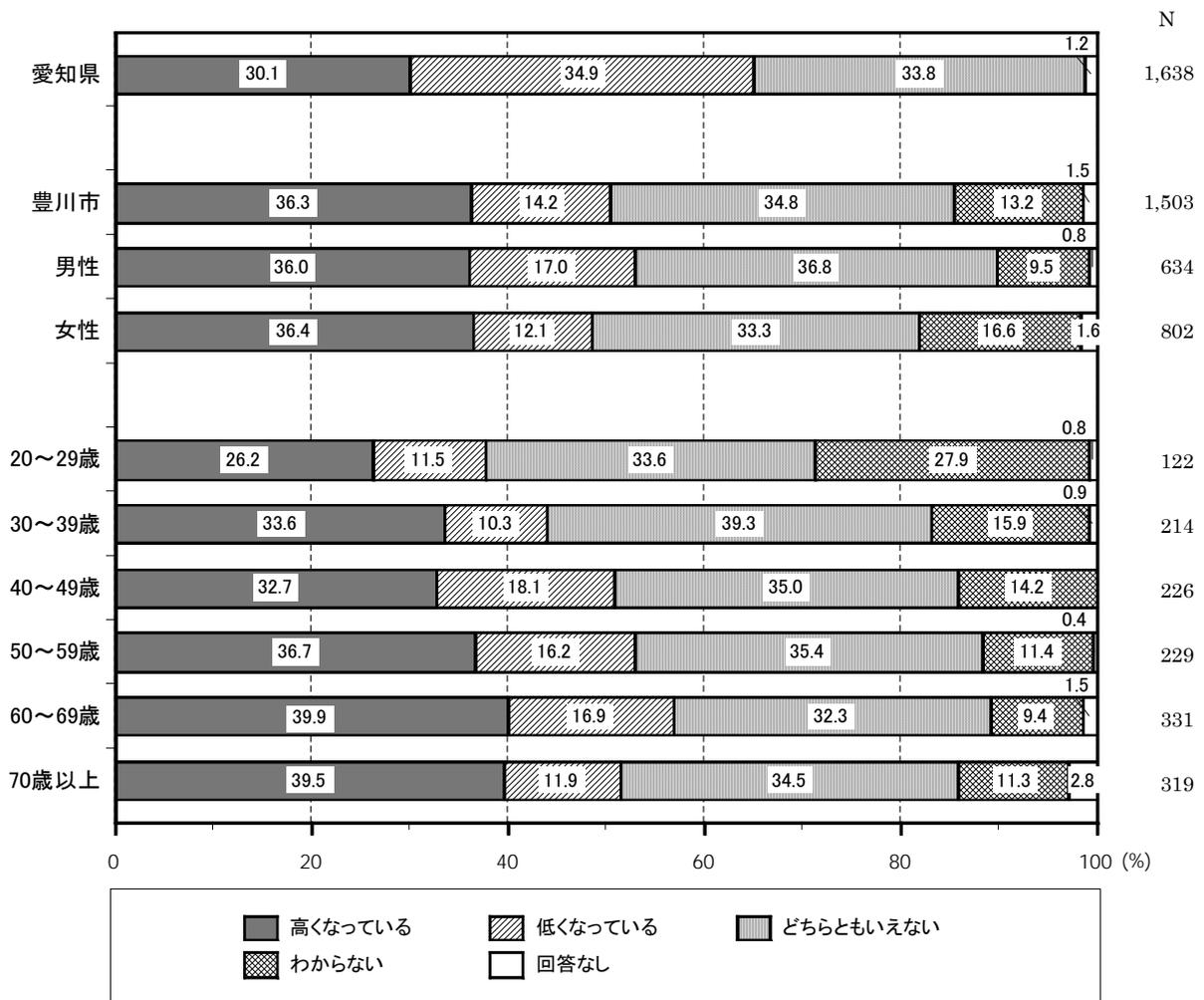
#### 【現状と課題】

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、人権尊重の担い手である市民一人ひとりが、積極的に人権について学ぶことができる環境づくりが必要です。また、人権に関する学習、教育・啓発は、家庭や地域、学校、職場といった、あらゆる生活場面において取り組まれることと、関係する場が学習機会の提供について協力することが必要です。

アンケート調査結果では、市民一人ひとりの人権意識が10年前に比べて「高くなっている」と感じている人は36.3%となっていますが、「どちらともいえない」と答えた人も34.8%います。このため、今後もあらゆる場を通じた人権教育・啓発を進めていく必要があります。(図表3-2)

問 国民(市民)一人ひとりの人権意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。(〇印は1つ)

図表3-2 市民の人権意識



豊川市では、少子高齢化がますます進むことが予想され、地域の連帯意識が薄れることが懸念されますが、日常生活や地域社会の健全な発展のためにも、あらゆる場において人権尊重を推進することが必要です。

このための出発点として、一人ひとりが、家庭や地域から、人権を大切に暮らしていくことを促します。

## 【取り組みの方向】

### (1) 家庭における教育力の向上

- 家庭の絆や地域における連帯意識を高めるとともに、人権について学び合う教育力を高めることを支援します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<p>①家庭における教育力を高めるための支援をします</p> <p>○家庭における人権に関する啓発と教育力の向上を支援するために、子育て支援に関する各種事業の充実を図ります。また、子を持つ親を対象とした人権に関する学習機会や、父親の家庭教育参加の支援などを工夫します。</p> <p>○家庭での男女共同参画を進めるために、家庭や地域、市民活動団体向けジェンダー*研修プログラムを作成し、出前講座、情報提供などを行います。</p> <p>【主な担当課】 子ども課／生活活性課／地域安心課／生涯学習課</p>
<p>②家族がふれあう機会を充実します</p> <p>○家族の絆を深めるとともに心が通う地域づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。</p> <p>○地域における町内会行事、スポーツ行事等への参加を促して、家族がふれあう機会の提供に努めます。</p> <p>【主な担当課】 生活活性課／生涯学習課／市民体育課</p>

(\*）この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## (2) 地域社会における人権尊重の環境づくり

- 市民が地域でのふれあいと支え合いについて学ぶ意識を高め、地域、家庭、学校、行政などが連携して人権擁護を進めます。

### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

#### ①みんなでふれあい地域福祉を学びます

- 市民が地域でのふれあいと福祉を推進する担い手となるために、地域での支え合い意識の向上や、地域活動者の意識改革の推進を図ります。
- 子どもの時からの助け合いの意識を持つように福祉教育を進めるとともに、地域における世代間交流を促すことにより地域全体で人権尊重や子育て、支え合いの意識の向上を図ります。

##### 【主な担当課】

福祉課／子ども課／学校教育課

#### ②地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化を図ります

- 人権擁護委員の活動支援や関係団体の連携を図ります。
- PTA、町内会役員、民生委員・児童委員、地域、家庭、学校、行政が連携・協力して、人権擁護を進めます。
- 人権擁護委員、PTA、町内会役員、民生委員・児童委員に対する研修機会を設けることにより、連携・協力の強化を図ります。

##### 【主な担当課】

福祉課／生活活性課／地域安心課／学校教育課／生涯学習課

#### ③誰もが安心・安全、快適なまちづくりを進めます

- バリアフリー\*新法に基づく重点整備地区として八幡駅周辺、国府駅周辺の整備を図ります。また、誰もが外出しやすいように、歩道や道路照明灯等の整備、公共交通機関の充実を図るとともに、市内全体での安全で快適に生活できる建物や屋外の環境づくりを促します。
- 市民で人にやさしいまちづくりを進めることを目指して、心のバリアフリー\*への意識向上について啓発を強化します。
- 高齢者、障害者をはじめ誰もが住みなれた地域で快適に暮らせるよう、住宅改修支援などの施策を展開します。

##### 【主な担当課】

福祉課／介護高齢課／地域安心課／道路維持課／道路建設課／建築課／都市計画課

(\*）この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

**(3) 学習機会の提供**

- 基本的人権の尊重についての考え方の周知を図るとともに、虐待防止、男女共同参画などの人権にかかわる今日的な問題を学ぶ機会を提供するなど、市民の自主的な学習を支援します。
- 人権に対して正しく普及啓発を推進するために、指導者の養成を図ります。

**<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>**

<p>①人権に関する基本的な知識や考え方の浸透を図ります</p> <p>○人権に関する基本的な知識や考え方の浸透を図るために、基本的人権の尊重について理解促進を啓発するとともに、世界人権宣言、児童の権利に関する条約など国際的な人権基準の周知を図ります。</p> <p>【主な担当課】 子ども課／地域安心課／国際課／生涯学習課</p>
<p>②身近で参加しやすい学習環境づくりに努めます</p> <p>○人権尊重や明るい家庭・地域づくりについて学ぶ機会として、生涯学習ガイドブックなどにより地域・学習活動の情報を提供するとともに、公民館などにおける各種学習・交流活動の充実を図ります。</p> <p>○市の施設において、人権の啓発資料や生涯学習情報などについて情報提供を充実します。</p> <p>【主な担当課】 地域安心課／生涯学習課</p>
<p>③人権に関する多様な学習機会を提供します</p> <p>○市民が人権について理解するために、啓発用パンフレットの提供や、講演会、体系的な学習講座、出前講座や参加・体験型学習など、人権について学ぶことができる幅広い機会を充実します。</p> <p>○子ども、高齢者などの虐待防止、男女共同参画の推進、在日外国人との共生など人権にかかわる今日的な問題も学習のテーマとして、とりあげます。</p> <p>○効果的な学習方法についての情報収集・研究を進めます。</p> <p>【主な担当課】 子ども課／介護高齢課／保健センター／生活活性課／地域安心課／国際課／学校教育課</p>

④市民や団体の自主的な学習活動を支援します

- 市民同士がふれあう機会を増やすために、人権に関する学習資材の提供や、コミュニティ、市民団体などへの人権に関する研修実施機会を充実します。また、団体の自主的な学習活動を支援します。
- 人権尊重について地域や市内で学びやすい機会を充実するために、ボランティア・市民活動団体に参加するための情報の提供、防災についての学習、地域のネットワークづくり、伝統文化の継承・学習を通じた世代間交流などを充実します。

【主な担当課】

生活活性課／地域安心課／防災対策課／生涯学習課

⑤人権教育・啓発を推進する指導者の養成を図ります

- 人権に関する正しい学習や教育を行うことができるように、指導者養成のための学習機会を設けます。

【主な担当課】

地域安心課／学校教育課

### 3-2 学校等における人権教育の推進

#### 【現状と課題】

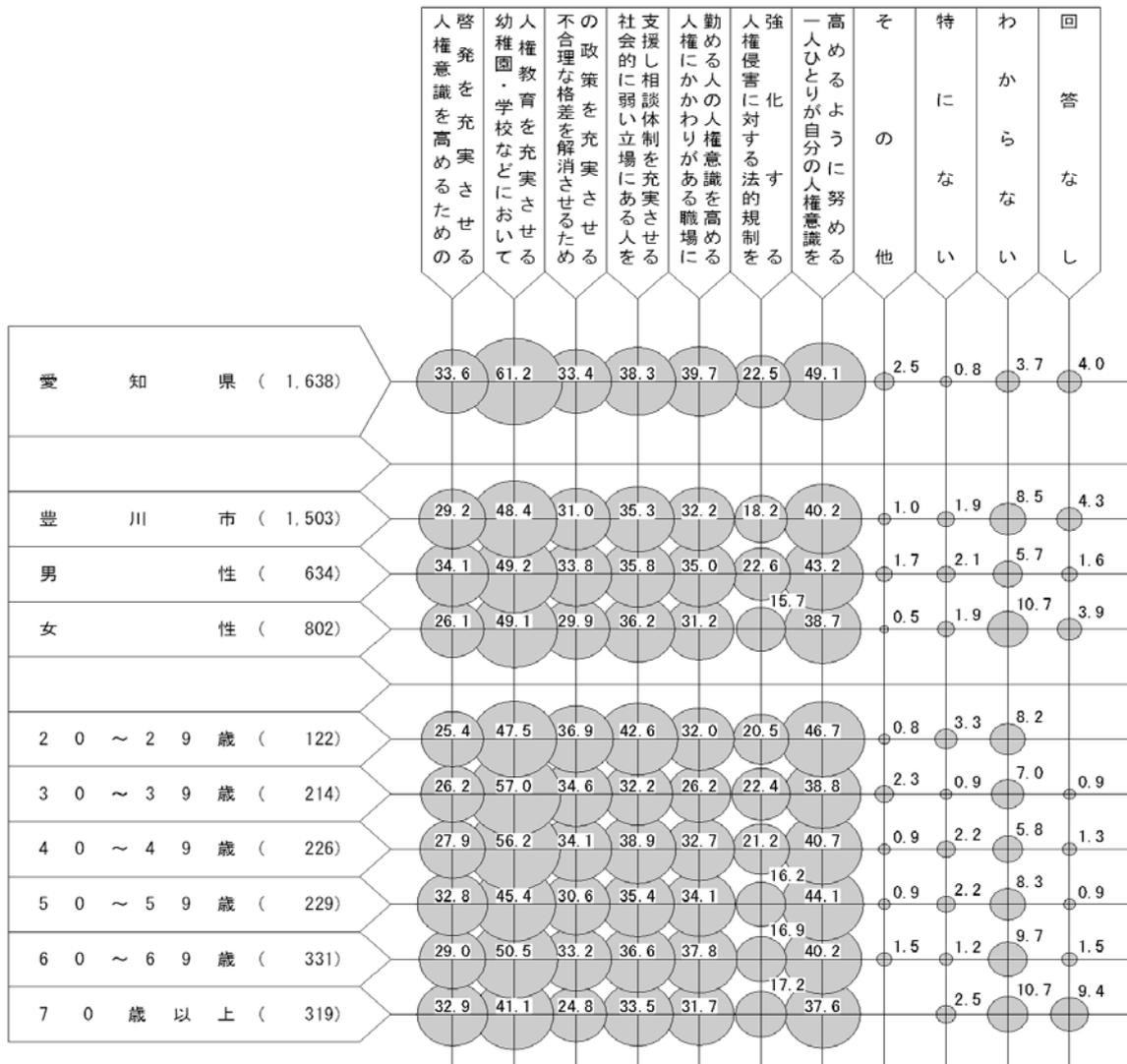
学校・幼稚園・保育所は、将来の豊川市を担う子どもを育成する場であり、子ども同士が相手を大切にして、違いを認め合い、信頼感のある温かい人間関係をつくる教育が必要です。

また、児童生徒や幼児は、感受性が強い時期であり、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者などに対するあらゆる差別や偏見をなくすために、基本的人権に対する意識を養っていく必要があります。

アンケート調査結果において、人権が尊重される社会を実現するために必要なことは何かとの問に対して「幼稚園、学校などにおいて人権教育を充実させる」と答えた方が48.4%と最も多く、子どもの頃から人権教育を行うことが重要です。(図表3-3)

問 人権が尊重される社会を実現するには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。(〇印はいくつでも)

図表3-3 人権が尊重される社会を実現するために必要なこと



### 3-2 学校等における人権教育の推進

これまで豊川市は、基本的人権を重視した教育を行ってきましたが、いじめや不登校をはじめとするさまざまな課題において、学校と家庭、地域などが連携して取り組むことや、国際化、情報化、少子高齢化など近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化していく中で、人権について正しく判断して、行動することができる子どもを育てていくことが課題です。

#### 【取り組みの方向】

##### (1) あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実

- 学校教育においてはもちろん、就学前も含めて子どもや親を対象として、人権尊重意識を高める機会を提供します。
- 学校等が、人権教育について情報収集を充実します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①就学前も含めて人権尊重の教育を推進します

- 就学前も含めて子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通じた人権尊重精神の基礎を築く教育や保育を進めます。
- 学校教育などにおいては、各教科、道徳など全教育活動を通じて、人権尊重の意識を高めるための教育を充実します。

##### 【主な担当課】

子ども課／学校教育課

##### ②人権尊重教育の内容・方法などを充実します

- 子どもの感性を大切にしながら豊かな心を育むために、学校教育においてボランティア活動や地域などとの交流の機会や、総合的な学習などを通じた体験学習を充実します。
- 子どもが人権を自分で考えるための機会を充実していきます。また、職場体験学習、福祉実践教室なども人権を考える機会として、活用します。

##### 【主な担当課】

学校教育課

## ③人権尊重教育についての情報を提供します

○豊川市小中学校人権教育研究会において、各学校での取り組みを研究紀要にまとめ、情報提供を図ります。

## 【主な担当課】

学校教育課

**(2) 教職員・保育士の指導力の向上**

○教職員・保育士が子どもに人権教育を行うことができるように、情報収集や研修等の機会を充実します。

**<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>**

## ①教職員・保育士の指導力の向上を図ります

○人権にかかわる的確な教育を行うことができるように、教職員・保育士の研修や学習機会の充実を図ります。

○就学前から人権意識を養うために、人権保育について保育士と関係機関が十分に情報収集を行い学ぶように努めます。

○小中学校教職員は豊川市小中学校人権教育研究会を活用し、人権尊重の意識を高めます。

## 【主な担当課】

子ども課／地域安心課／学校教育課

**(3) 安心して楽しく学ぶための環境づくり**

○子どもが安心して学校で学ぶことができるように、人権に配慮した教育指導を行うとともに、保護者なども対象にした相談の充実を図ります。

### 3-2 学校等における人権教育の推進

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①人権に配慮した教育指導と学校づくりを進めます

- 子どもの人間性を育むために子どもに対する人権に配慮した教育指導を徹底します。
- 人権尊重及び男女共同参画の推進を図るために、保育及び学校教育において男女混合名簿の導入など多様な方策の導入を図ります。

【主な担当課】

子ども課／学校教育課

##### ②児童・生徒に対する相談体制を整備します

- 児童・生徒が心身ともに健やかに学校生活をすごし育つように、スクールカウンセラー\*やハートフル相談員\*の設置など相談体制の充実を図ります。
- 保護者、児童・生徒、学校関係者に対する心理教育相談「ゆずりは」\*の活動を充実します。

【主な担当課】

学校教育課

#### (4) 家庭・地域・行政との連携強化

- 保育所や学校と家庭・地域・行政との連携を強化して、人権にかかわる問題の解決と、人権教育・保育を進めます。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①家庭・地域・行政との連携・協力の強化を図ります

- 保育や学校教育について家庭・地域への情報提供を充実するとともに、民生委員・児童委員、学校評議員との連携を強化して、いじめなどの人権にかかわる問題を話し合う機会の充実に努めます。
- 保育所や学校と家庭・地域・行政との連携を強化して人権保育・教育に取り組むために、子ども会への支援や、地域活動の充実を図ります。

【主な担当課】

子ども課／学校教育課／生涯学習課

(\*) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### 3-3 職場における人権教育・啓発の推進

#### 【現状と課題】

企業等は、地域に雇用を創出し、地域経済を支えるために大きな役割を担っており、就労者が快適に働き続けることができる環境づくりが重要です。

同時に、企業は社会に貢献して、市民とともに豊かな地域の創造を目指していく責務があります。

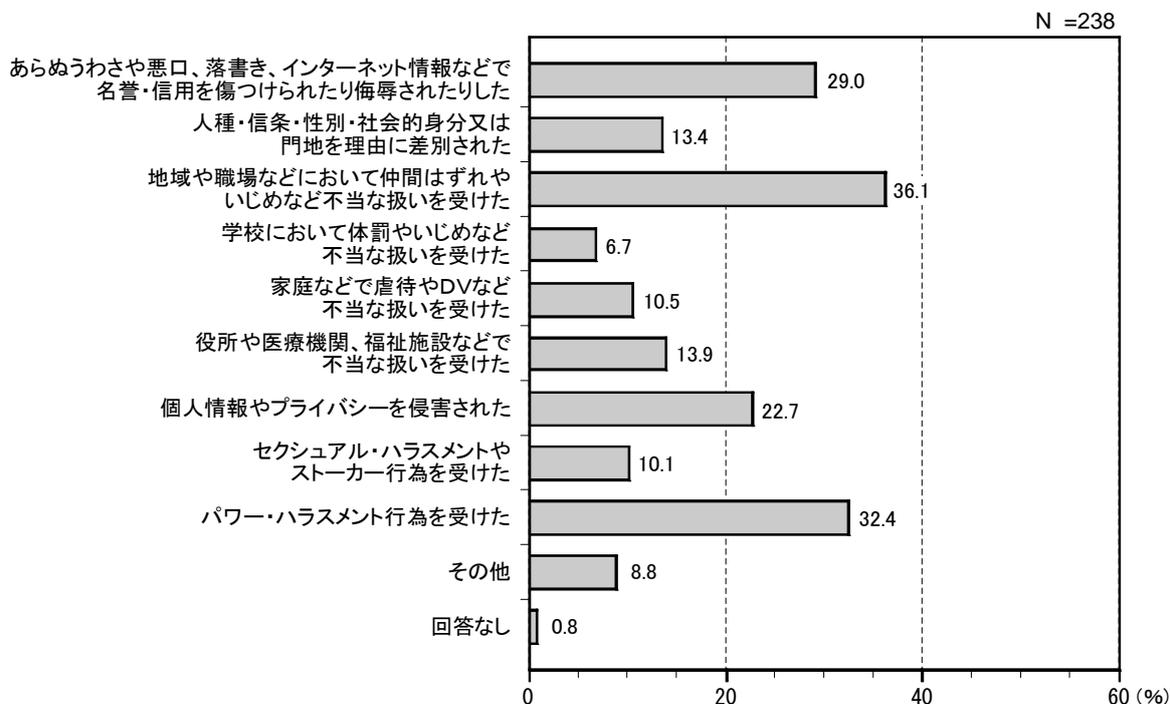
世界的な金融危機や東日本大震災の影響で、企業の経営環境は厳しくなっていますが、男女の賃金等の処遇の格差是正の問題、仕事と家庭の両立を可能とする環境整備の問題、高齢者の継続雇用の問題、障害者の法定雇用率達成の問題、セクシュアル・ハラスメント\*の問題など、取り組むべき課題が山積しています。

アンケート調査結果によると、人権を侵害されたと思った場面では、「地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」や「パワー・ハラスメント\*行為を受けた」など、職場にかかわることが目立っています。(図表 3-4)

こうした中で、豊川商工会議所など経済界においても男女雇用機会均等の確保をはじめ、人権を尊重する企業経営などについて啓発を行ってきましたが、今後も企業が主体的に人権教育・啓発に取り組むことが求められます。

問 差し支えなければ、あなたが自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合であったかお聞かせください。(○印はいくつでも)

図表 3-4 人権を侵害されたと思った場面



(\*) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 【取り組みの方向】

### (1) 市の職場における人権教育・啓発の充実

○市は全庁的に人権尊重を基本として、職務を遂行します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<b>①人権尊重を基本とした職務を遂行するための教育・啓発を充実します</b>
○市職員が市民の人権尊重を基本として職務を遂行するために、職員研修を実施します。また、講演会などへの職員の参加促進や、研修指導者の養成を図ります。 ○市民が安心して行政サービスを利用することができるように、職務や事務において人権尊重を基本とする接遇、各種申請書類などの点検、個人情報の保護についての徹底を図ります。
<b>【主な担当課】</b> 人事課／地域安心課

### (2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実

○人権教育・啓発の推進にあたっては、とりわけ人権にかかわりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる特定の職業に従事する者に対して、研修等による人権教育・啓発を充実します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<b>①教職員に対する人権教育・啓発を充実します</b>
○学校は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える場であり、教育内容や学校運営などにおいて広く人権の視点が重視されなければなりません。このためには、まず、教職員自身が人権に対する正しい認識と意識を持つことが必要です。 ○学校においては、教師と児童生徒の信頼関係に立って、子ども一人ひとりの人権を大切にされた教育活動の徹底を図るとともに、教職員の人権意識の高揚や人権教育を実施する指導者として必要な知識や指導力を高めるために、研修の充実を図ります。 ○子どもたちへの指導においては、発達段階に応じた指導内容を設定するとともに、指導方法に工夫を凝らし、人権教育の充実に努めます。
<b>【主な担当課】</b> 地域安心課／学校教育課

## ②消防職員に対する人権教育・啓発を充実します

- 消防職員は、その職務が住民の生命、身体及び財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、人権問題を正しく理解し人権を尊重した行動を取ることが必要です。
- 消防職員に対しては、消防学校において初任者の人権教育を受けるとともに、各職場において人権教育が継続的に実施されるように努めます。

## 【主な担当課】

地域安心課／消防本部

## ③医療、保健関係者に対する人権教育・啓発を充実します

- 医療・保健関係業務に従事する者は、疾病の予防や治療、保健指導など人の命と健康を守ることを使命としています。高齢化の進展や慢性疾患を中心とした疾病構造の変化の中で、医療の質の向上に対する国民の要望はますます高まっています。
- 業務の遂行にあたっては、インフォームドコンセント（患者に対する十分な説明と同意）の徹底やプライバシーへの配慮、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫理と人権意識に基づいた行動が求められています。
- 病院施設などにおける人権教育・啓発の充実を働きかけるとともに、医療、保健関係団体に対しても人権教育・啓発への積極的な取り組みが行われるよう促します。

## 【主な担当課】

保健センター／地域安心課／市民病院

## ④福祉関係者に対する人権教育・啓発を充実します

- 福祉関係の業務に従事する者は、高齢者、障害者、子どもなどに対する生活相談や介護などの業務に直接携わる立場にあります。
- そのため、個人のプライバシーや人間の尊厳に対する認識など、高い職業的倫理と人権意識を持ち、社会的・経済的にハンディキャップを負った人々の自立と自己実現を援助するという役割を果たしていかなければなりません。
- これら福祉関係従事者の人権意識の普及・高揚を図るため、人権教育・啓発の充実や、福祉関係団体等に対する人権教育・啓発への積極的な取り組みの促進などの働きかけを行っていきます。

## 【主な担当課】

福祉課／子ども課／介護高齢課／地域安心課

### (3) 企業等への啓発の充実

- 職場における人権の尊重や男女共同参画を進めることについて、企業等の社会的責任として啓発していきます。
- 企業の責任として、個人のプライバシーの保護と情報管理の徹底について啓発します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①雇用や職場における均等な機会と待遇の確保を推進します

- 誰もがいきいきと働くことができる環境づくりを目指して、事業所に対して男女雇用機会均等法や労働基準法などの周知と、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るため啓発を実施します。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント\*を始めとするさまざまなハラスメントや待遇等に関する相談を実施します。
- 男女同一待遇、正規・非正規労働者の格差解消の啓発など、事業所の社会的責任についての意識の向上を図ります。

【主な担当課】

生活活性課／商工観光課

##### ②就労の場における男女共同参画を推進します

- 事業所における男女共同参画を推進するために、性差別のない職場づくりを啓発するとともに、事業所への出前講座、積極的改善措置のための情報提供を充実します。
- 自営業における男女共同参画の普及啓発を行います。
- 農家における家族経営協定の普及啓発を行います。
- 農家における男女共同参画を推進するため、農村生活アドバイザーの活用を図ります。

【主な担当課】

生活活性課／農務課／商工観光課

##### ③個人のプライバシーに対する正しい理解を啓発します

- 人権尊重の立場から、事業所や市民に対して、プライバシーの保護や個人情報保護などに関する啓発を行います。

【主な担当課】

地域安心課

(\*）この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 3-4 行政における人権啓発活動の推進

### 【現状と課題】

人権尊重の理念に関する市民の理解を深めて、明るい社会を築くためには、啓発が重要です。

我が国では、世界人権宣言が採択された12月10日が「人権デー」として定められ、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定めて啓発活動を行っています。

また、全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設するなど、啓発活動を行っています。

豊川市においても、「人権週間」などを生かして、人権尊重についての啓発活動を行うとともに、広報紙、ホームページなどにより、継続的に啓発を行っています。また、各種相談窓口においても、人権にかかわる相談と支援体制を整えています。

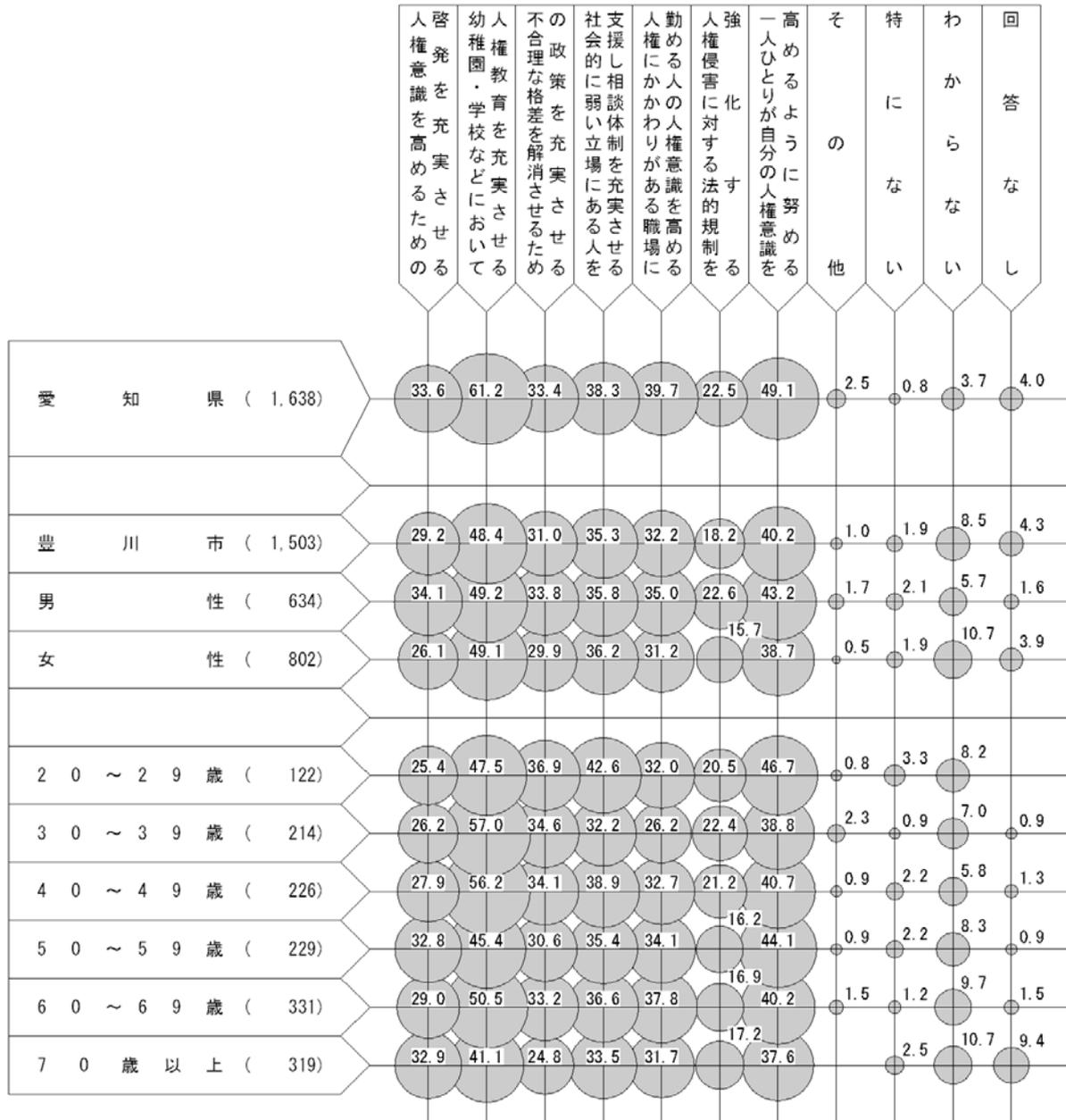
アンケート調査結果によると、人権が尊重される社会を実現するために必要なことでは、「幼稚園・学校などにおいて人権教育を充実させる」と答えた人が48.4%に達しており、次いで「一人ひとりが自分の人権意識を高めるように努める」、「社会的に弱い立場にある人を救済、支援し相談体制を充実させる」、「人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める」が多くなっています。特に、子育て世代を中心として、「幼稚園・学校などにおいて人権教育を充実させる」という割合が高くなっています。(図表3-3)

このように、市民も人権尊重に向けて、啓発や教育の重要性を認識しており、国による救済機関についての検討の動きなどを踏まえながら、人権教育・啓発の促進と相談機能を充実することが必要です。

3-4 行政における人権啓発活動の推進

問 人権が尊重される社会を実現するには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 3-3 人権が尊重される社会を実現するために必要なこと



## 【取り組みの方向】

### (1) 啓発活動の充実

- 人権を尊重することの大切さについて市民全体の理解を深めるために、広報紙などの媒体を活用するとともに、人権週間などの機会を生かして、啓発や情報発信を充実します。

#### ＜基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容＞

##### ①広報紙・ホームページ等を活用します

- 人権尊重の大切さについて広く市民の理解を促進するために、市の広報紙・ホームページによる啓発を進めます。
- CATVなどのメディアを活用して、人権尊重の考え方や取り組みなどを情報発信します。
- 人権啓発用パンフレットやチラシを作成し、さまざまな人権に対する偏見や差別について、正しい知識の普及を図ります。

##### 【主な担当課】

地域安心課

##### ②人権週間などの機会を捉えて啓発します

- 人権週間、男女共同参画週間、児童福祉週間、児童虐待防止推進月間、老人週間、障害者週間などの機会を捉えて、人権尊重について広報紙などへの記事掲載、街頭PRを行うなど、啓発活動を充実します。
- 図書館、児童館、保健センター、文化センターなどの施設を利用し、啓発資料の掲示、配布を行うなど、啓発活動を充実します。
- おいでん祭など市のイベントに参加し、多くの市民に人権尊重についての啓発活動を充実します。
- 人権講演会をホールや学校などで開催し、基本的人権の尊重や男女共同参画などについて広く市民への啓発活動を充実します。

##### 【主な担当課】

福祉課／子ども課／介護高齢課／保健センター／生活活性課／国際課／地域安心課  
／生涯学習課

## (2) 人権侵害に対する相談・支援体制などの充実

- 人権に関する情報収集を行い、市民が問題を抱えた時には適切・迅速に相談ができる体制を整えます。
- 市民が互いに人権を尊重して、地域や事業所において支え合うことを促すとともに、ボランティア・市民活動団体と連携して支援を行う体制を充実します。

### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<p>①人権に関する情報収集と意識調査などを充実します</p>
<p>○人権に関する市民意識の把握に努めます。</p> <p>○市民意識、人権に関する国・県や他の市町村の施策動向、市民・事業者の取り組みについて把握して、今後の啓発や取り組みの推進のために生かします。</p> <p>【主な担当課】 秘書課／地域安心課</p>
<p>②人権侵害に対する相談・支援体制などを充実します</p>
<p>○人権侵害についての不安の解消や人権を侵害されたことに対して問題解決できるように、市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。</p> <p>○いじめや不登校、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）*、暴力を受けた人の支援のためのカウンセリングやシェルター、外国人の生活支援、福祉サービス利用者等の権利擁護などについて関係機関や市民活動団体などと連携して対策を講じます。</p> <p>【主な担当課】 福祉課／子ども課／介護高齢課／生活活性課／地域安心課／国際課／学校教育課</p>
<p>③みんなで助け合い支え合うしくみをつくります</p>
<p>○市民が互いに人権を尊重して、助け合い、支え合う明るい地域社会を築くために、地域組織の育成を図ります。</p> <p>○ボランティア・市民活動、地域福祉活動の活性化や、地域組織と民生委員・児童委員や福祉委員等との連携を強化し、支え合いのための支援を充実します。</p> <p>【主な担当課】 福祉課／子ども課／介護高齢課／生活活性課</p>

(\* ) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

④高齢者、障害者やその家族に対する各種相談を充実します

- 高齢者、障害者やその家族に対する支援と人権の擁護を図るために、高齢者相談、障害者相談、成年後見制度\*の利用などの支援を行います。
- 障害者地域自立支援協議会、民生委員・児童委員などの活動の充実や、巡回訪問、介護・保健・福祉の相談窓口の充実など、相談・支援体制を整えます。

【主な担当課】

福祉課／介護高齢課／保健センター

⑤子育て・介護など家庭への支援を充実します

- 明るい家庭を築くために、悩み事を家庭で抱えすぎないように、子育て・介護・福祉などに関する相談体制の充実と、その利用促進のための周知を図ります。

【主な担当課】

福祉課／子ども課／介護高齢課／保健センター

⑥協働\*で明るいまちづくりを進めます

- 市民が、人権尊重のための活動に、市や事業所と協働\*して取り組むことを促し、明るいまちづくりを進めます。
- 明るいまちづくりを進めるため、ボランティア・市民活動の人材発掘や育成、支援を実施します。
- 人権尊重のための施策を推進するため、関係各課が連携するとともに、市民と市が協働\*して取り組む体制づくりを充実します。

【主な担当課】

生活活性課／地域安心課

(\*) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

# 第4章 重要課題への対応

## 【現状と課題】

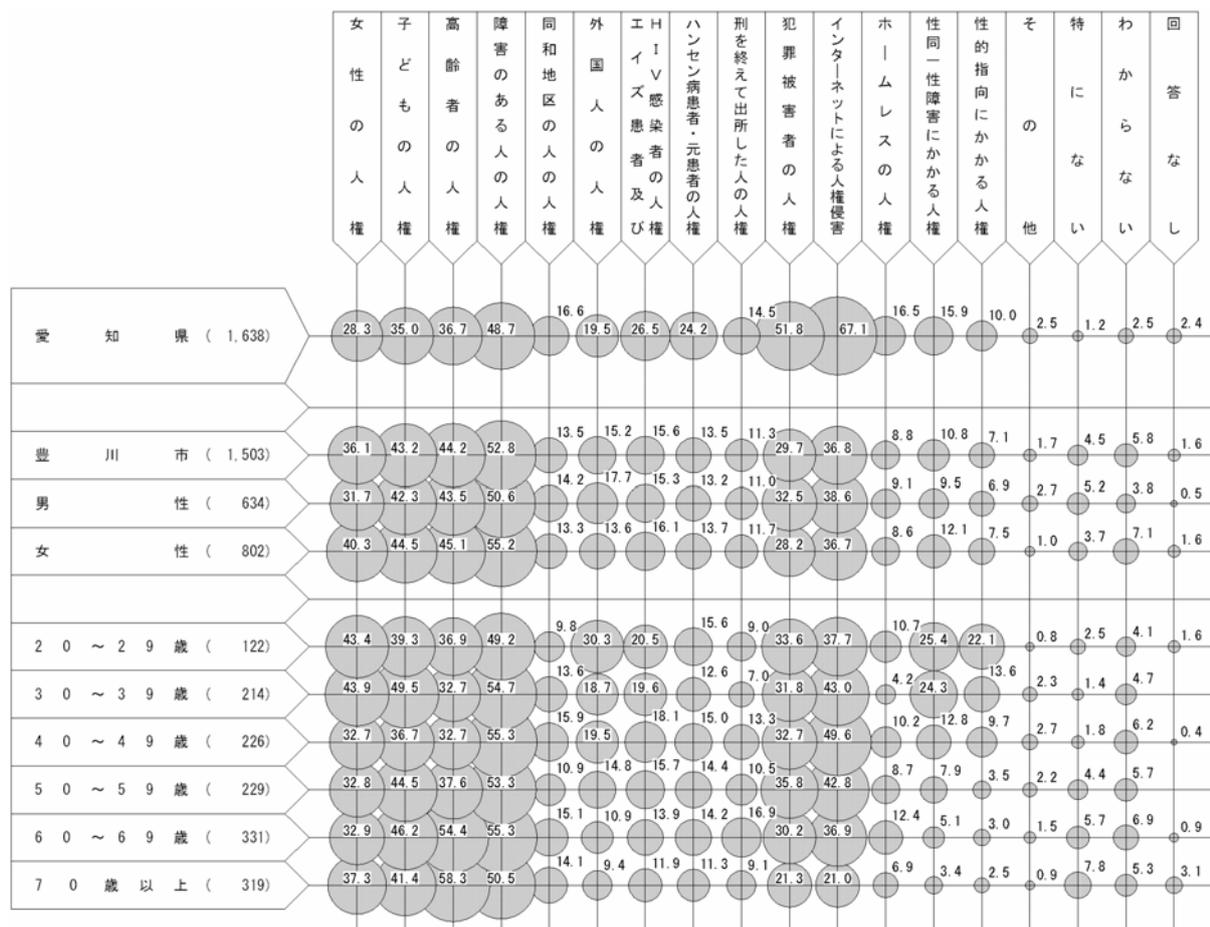
国や愛知県等においては、人権にかかわる重要課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等を対象とした人権尊重のための施策を示しています。

アンケート調査結果で質問した、人権侵害にかかわる重要な問題については、「障害のある人の人権」と回答した人が 52.8%、次いで「高齢者の人権」、「子どもの人権」、「インターネットによる人権侵害」、「女性の人権」の回答割合が高くなっています。(図表 4-1)

市民意識を踏まえながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等やそのほかの多様な、あるいは新たな人権問題に対処していくことが必要です。

問 日本社会における人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-1 人権侵害にかかわる重要な問題



## 4-1 女性

### 【現状と課題】

国際連合は創設当初から女性の地位向上に取り組み、我が国においても、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成8年(1996年)には「男女共同参画2000年プラン」の策定、平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」の制定を行うなど、総合的な取り組みを進めてきました。また、愛知県など地方自治体においても、男女共同参画に向けた取り組みを充実してきました。

豊川市においては、平成13年(2001年)に「とよかわ男女共同参画プラン」を策定し、平成21年(2009年)には男女共同参画の推進に関する基本理念や市と市民、教育に携わる者、市民活動団体、事業者の役割を明記した「豊川市男女共同参画推進条例」を制定しました。

さらに、平成23年(2011年)には、豊川市の指針として男女共同参画施策を推進するための行動計画「豊川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

アンケート調査結果によると、女性の人権については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が56.9%、「働く場における差別待遇」が50.1%と、いずれも半数を超え、女性の社会進出を支援する仕組みが求められています。次いで「強姦や強制わいせつ等の性犯罪や売春・買春」が33.9%、「セクシュアル・ハラスメント\*」が31.5%と、高くなっており、女性に対する暴力の根絶に向けた対策が必要となっています。(図表4-2)

アンケート調査結果を性別・年齢別でも、すべての階層で「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」の割合が高く、女性が能力を発揮できる働きやすい環境づくりが課題となっています。

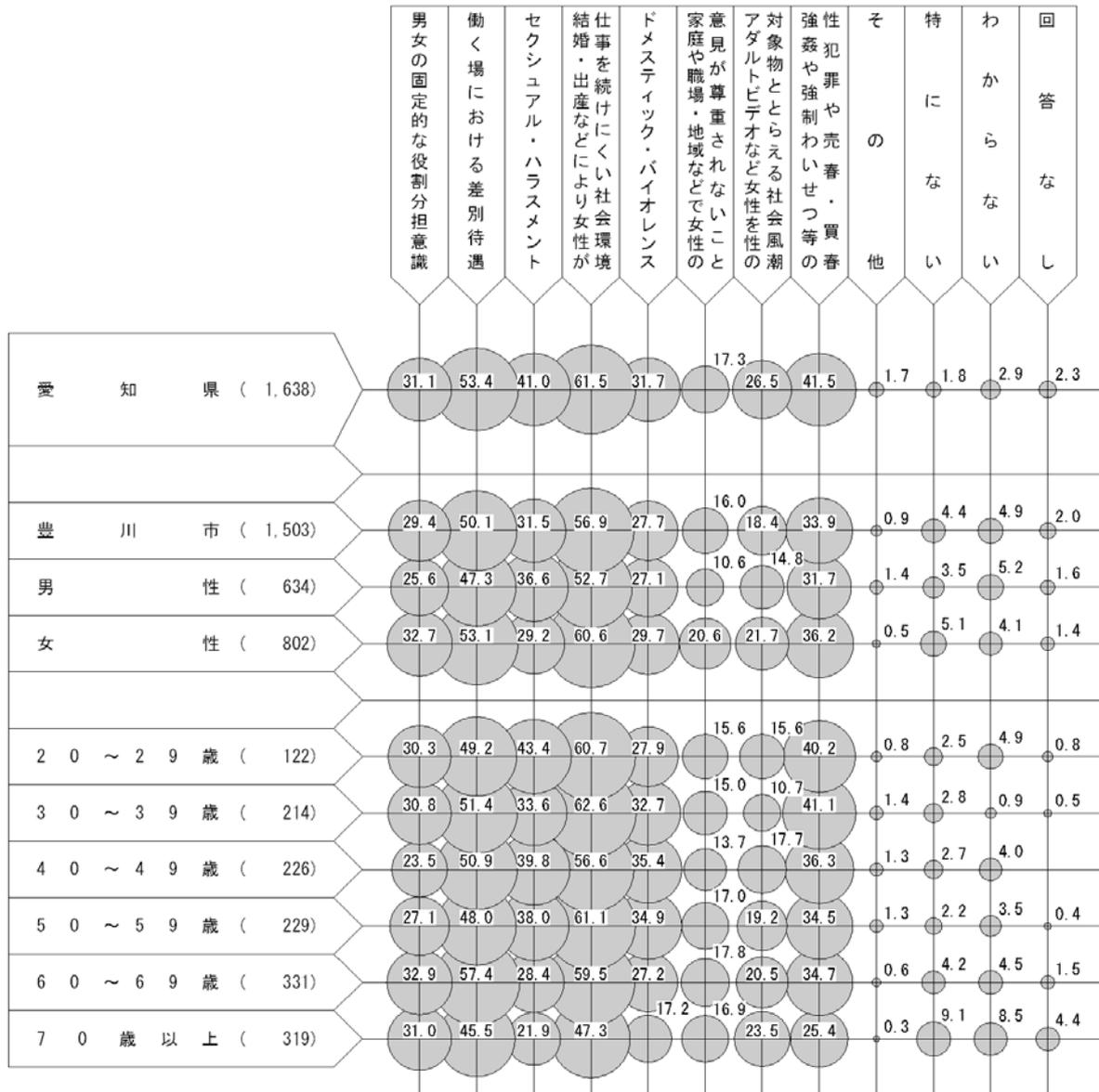
また、国においては、平成19年(2007年)に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)憲章」と、これに基づく「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。男女共同参画の視点からも、男女が共にそれぞれの生き方を尊重し、仕事や家庭生活、地域生活などにバランスよく参加できる、ワーク・ライフ・バランス\*の実現が望まれており、男女の意識の改革、事業所に対する取り組みへの理解、社会環境の整備を図る必要があります。

(\*) この用語については、70ページ以降の用語解説をご覧ください。

4-1 女性

問 女性に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-2 女性に関する人権の問題



## 【取り組みの方向】

### (1) 男女が互いに人権を尊重できる人づくり

- 学校や家庭、職場において男女共同参画意識の向上を図るとともに、女性などに対する暴力の根絶と防止を図ります。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①人権を尊重し男女共同参画意識の向上を図ります

- 人権の尊重及び男女共同参画を着実に進めるために、男女共同参画社会基本法や豊川市男女共同参画推進条例などの周知、男女共同参画情報紙「ゆい」や各種パンフレットなどの活用、講演会・講座・研修会などにより啓発を図ります。
- メディアや広報紙などにおいて人権及び男女共同参画に配慮した表示や表現をするよう働きかけるとともに、公的出版物、ホームページなどにおいてもジェンダー\*の視点に配慮した取り組みを行います。
- 児童・生徒が人権尊重や男女共同参画について、学び、必要な情報を主体的に選択できる能力を養います。

##### 【主な担当課】

秘書課／生活活性課／学校教育課

##### ②女性などに対する暴力の根絶対策を充実します

- 配偶者などからの暴力の根絶、被害者保護の促進のために、啓発・研修会などを実施するとともに、関係機関やボランティア・市民活動団体とのネットワークをつくります。
- セクシュアル・ハラスメント\*を防止するために、事業所に対し、セクシュアル・ハラスメント\*対策を就業規則に設けることやガイドラインを作成することを啓発し、就業者に対しては労働相談窓口の周知を図ります。市職員については服務規程などによりセクシュアル・ハラスメント\*の防止対策を実施します。

##### 【主な担当課】

人事課／福祉課／子ども課／介護高齢課／生活活性課／商工観光課／市民病院

(\*) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## (2) 仕事と生活が調和する社会づくり

- 子育て中の女性がワーク・ライフ・バランス\*を実現することができるように、事業所や男性に対して啓発を行います。
- 子育てや介護に対しての女性の負担を軽くするために、保育や福祉サービス等の支援を充実します。

### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<p><b>①仕事と生活の調和がとれた体制・環境をつくります</b></p> <p>○ワーク・ライフ・バランス*の実現を目指して、事業所に対してファミリー・フレンドリー企業*や育児・介護休業制度、ボランティア休暇制度の導入、社会活動への参加などの啓発を図ります。</p> <p>○男性の家事能力の向上と育児や介護への参加をはじめ、子ども会やPTAなど地域活動への男性の参加を促します。</p> <p><b>【主な担当課】</b> 子ども課／保健センター／生活活性課／商工観光課／学校教育課／生涯学習課</p>
<p><b>②子育て及び介護を支援します</b></p> <p>○子育て中の女性の負担を軽減するために、市民ニーズに合った保育サービスや、子育て相談、子育て自主グループ、子育てボランティアの育成など子育て支援を充実します。</p> <p>○子どもの居場所づくり、子育てに悩んでいる親や青少年に対する相談、医療費助成制度の充実を図るとともに、子育て中の家族が安心して利用できる公共施設の整備を図ります。また、子どもや若者を健全育成するための啓発を充実します。</p> <p>○子育て中の女性や要介護者を抱えた家族を支援するために、保健・医療・福祉・介護の連携を図り、総合的な窓口の整備、誰もが介護に携わることができる体制や介護に携わる者の健康管理、支え合いのための環境整備を図ります。</p> <p><b>【主な担当課】</b> 福祉課／子ども課／介護高齢課／保険年金課／保健センター／生涯学習課</p>

(\*) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

### (3) 女性の参画の促進

- 社会における方針決定、計画立案の場への男女の対等な参画を実現するために、女性の登用を図るとともに、女性の能力を高めるための機会を充実します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<p>①方針決定、計画立案等の場への女性の参画を促進します</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所及び団体、地域における方針決定、計画立案の場への男女の対等な参画を目指して、女性の登用を促します。</li> <li>○市の審議会等委員における女性委員の登用や市民公募による登用を促進します。</li> <li>○女性の能力発揮・スキルアップのため、エンパワーメント*講座の開催や女性のチャレンジ、起業に関する情報提供、離職した者の能力開発などの支援を実施します。また、地域における女性リーダーを発掘・育成するとともに女性人材リストを作成し、人材を活用します。</li> </ul> <p>【主な担当課】 生活活性課／商工観光課／生涯学習課</p>

(\*) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 4-2 子ども

### 【現状と課題】

子どもたちは、豊川市の次代を担う存在であり、健やかな子育てができ、健康でたくましく、明るい子どもが成長していく地域社会の形成が必要です。

我が国においては、昭和23年(1948年)に「児童福祉法」が、昭和26年(1951年)に「児童憲章」が定められるとともに、子どもを権利行使の主体として位置付け、子どもの社会に対する意見表明権などをうたう「児童の権利に関する条約」が批准されるなど、子どもの権利を保障する制度が整えられてきました。

豊川市においては、「次世代育成支援対策地域行動計画」などにより、子育てや子どもの成長過程などに応じて、総合的に子育ての環境を整える中で、子どもの人権の尊重を進めてきました。

しかし、近年、全国的に出生率の低下や少子高齢化、核家族化や地域社会の希薄化が進んでいる中で、子どもや子育て世代を取り巻く環境は厳しくなっていると考えられます。たとえば、いじめの増加、少年非行の凶悪化、児童虐待の増加、性の商品化、薬物乱用の低年齢化など、子育ての上で課題が多く見受けられます。

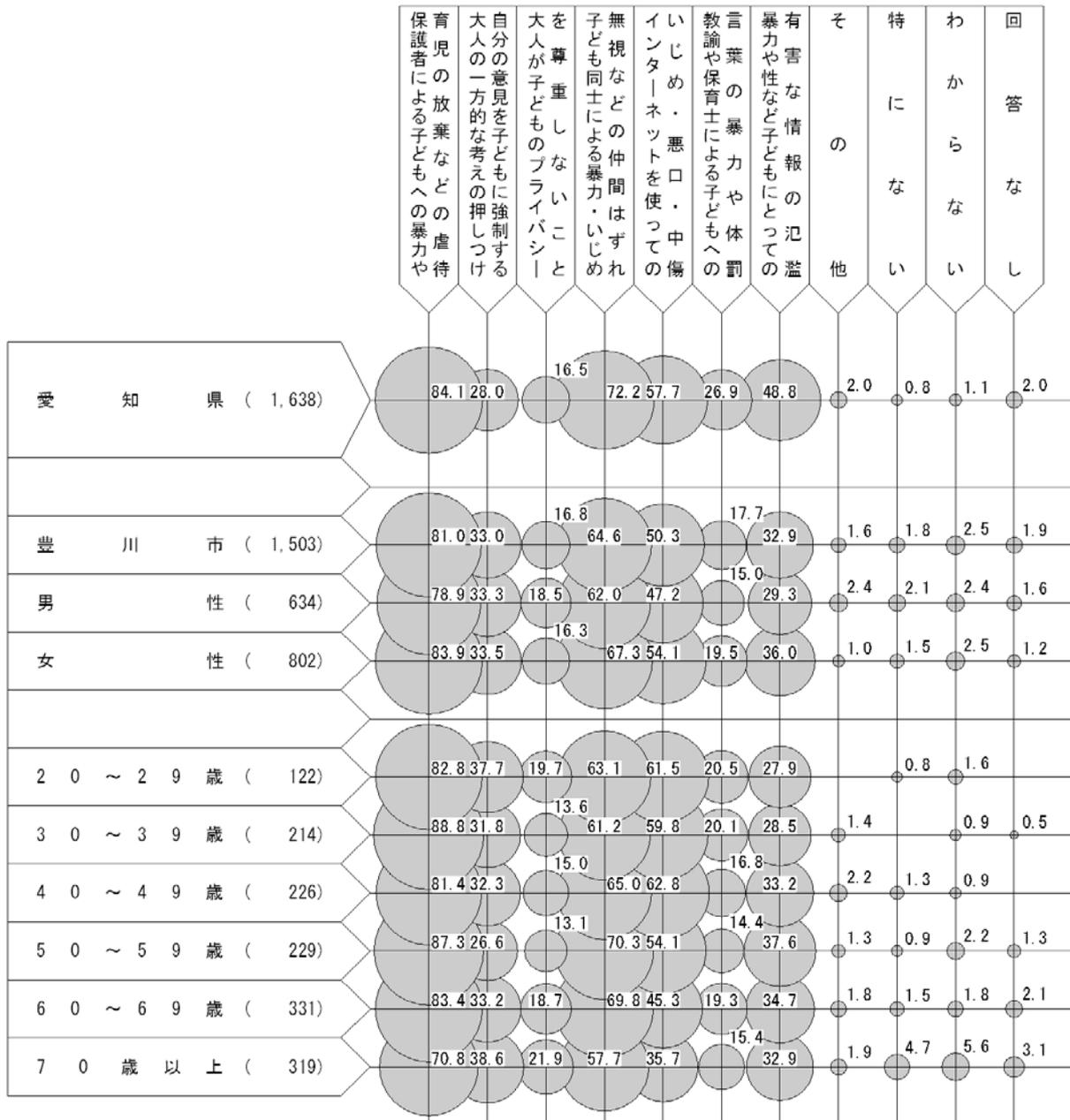
アンケート調査結果では、子どもの人権で問題となっていることについては「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」と答えた人の割合が81.0%で特に高くなっています。(図表4-3)

これに次いで「子ども同士による暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」、「インターネットを使ってのいじめ・悪口・中傷」、「大人の一方的な考えの押しつけ、自分の意見を子どもに強制する」の割合が高く、インターネットなど近年の環境変化に伴う課題も挙げられています。特に小学生や中学生の子どもがいる年齢層の30～39歳では、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」が88.8%となっています。

今後も子育てを取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、子育て・子育てを社会全体で支える仕組みを充実することが大きな課題です。

問 子どもに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-3 子どもに関する人権の問題



## 【取り組みの方向】

### (1) 子どもの人権を尊重する意識づくり

○子どもが人権について理解しやすくなるように、交流や体験機会の充実を図ります。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①交流や体験を通じて子どもの人権に対する理解を促進します

○子どもが、家庭・地域や学校などにおいて人権について学び理解することができるように、参加・体験的な学習機会の提供や、世代間交流事業などふれあいの機会の充実を図ります。

##### 【主な担当課】

子ども課／学校教育課／生涯学習課

### (2) 豊かな人間性を育む教育の推進

○子どもの豊かな人間性を高めるために、家庭や地域、学校などにおけるふれあいと人権教育の機会を充実するとともに、障害児の教育・保育の支援を図ります。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①家庭教育支援を充実します

○家族の絆を深めながら、家庭や地域、学校などにおける人間関係を築き人権尊重の心を養うことができるように、家族のふれあいを啓発するとともに、機会を充実します。

○子どもに正しい人権教育を行うために、子育て中の親への情報提供や支援、就学中の子を持つ親を対象とした人権に関する学習機会の提供を図ります。

##### 【主な担当課】

子ども課／生活活性課／学校教育課／生涯学習課

### ②人権尊重の教育・人間性豊かな子どもを育む教育などを推進します

○学校等において人権尊重の教育を充実するとともに、豊かな人間性を育むために生命の尊重や他人への思いやりなど「心の教育」やボランティア・市民活動、自然体験など体験活動の充実を図ります。

**【主な担当課】**

生活活性課／学校教育課／生涯学習課

### ③障害児の教育・保育の環境づくりに努めます

○障害児を抱える家族の負担を軽減し健やかな子どもの成長を支援するために、障害児教育や保育をはじめ、子育て支援を充実します。

**【主な担当課】**

福祉課／子ども課／保健センター／学校教育課

## (3) 人権保育の推進（子どもの人権を守る保育の推進）

- 子どもの人権を守りながら保育を進めるために、情報収集や保育士の育成を充実します。
- 家庭、地域等の連携を深めて、子どもの人権を尊重しながら子育てができる地域づくりを目指します。

### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

#### ①保育士の育成と研修を実施します

- 保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修への参加などを図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営に生かすように努めます。
- 人権に対する心を育てる保育の理念について、保育に携わるすべての人々、保護者や子どもにも広く浸透していくように働きかけます。

**【主な担当課】**

子ども課

②人権保育のための情報提供の充実と情報交換を促進します

- 人権保育を進めるために、情報収集と保育所相互の情報交換を行い情報の共有を図ります。
- 人権保育の取り組みについて保護者に知らせ、人権に対する意識を高めるように啓発します。

【主な担当課】

子ども課

③家庭、地域、関係機関との連携による人権保育を進めます

- 子どもの人権を大切にしながら家族が意欲的に子育てできるように、地域全体で子育て支援を充実するために、地域と民生委員・児童委員、主任児童委員などとの連携に努めます。

【主な担当課】

子ども課

(4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進

- 子どもへの虐待防止や、障害児を持つ家庭の支援を充実します。
- 青少年の社会参加の機会などを充実して、健全育成を図ります。
- 子どもの健やかな成長を支援するために、子育て支援の充実や、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

①児童虐待防止対策の強化などきめ細かな取り組みを推進します

- 要保護児童対策地域協議会とともに、児童虐待防止対策の強化を図ります。
- 母子・父子家庭等の自立支援や、発達に心配のある児童への支援対策、保育や教育における障害児の支援について、ボランティアの協力を得て充実します。

【主な担当課】

福祉課／子ども課／保健センター／学校教育課

## ②青少年の健全育成に努めます

- 青少年が健全な心身を養い、日常生活を明るくすごすことができるように、ボランティア・市民活動などへの参加を促すとともに、薬物乱用の防止の徹底を図ります。

## 【主な担当課】

保健センター／生活活性課／生涯学習課

## ③地域における子育て支援を充実します

- 地域における子育て・子育てが行いやすい環境づくりを目指して、子育て支援センター、児童クラブ、児童館、子育て相談などについて、ボランティアの協力を得て充実します。
- 延長保育、一時的保育、病後児保育、休日保育など、保育サービスの充実を図ります。
- 児童の健全育成のために、不登校・いじめ問題への対応、情報モラル教育\*や放課後子ども教室などを充実します。

## 【主な担当課】

子ども課／学校教育課／生涯学習課

## ④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します

- 次代の親の育成を図るため小学生や中学生、高校生に対して乳幼児とのふれあい体験の機会を提供して、男女が協力して家庭を築き子どもを産み育てる意識を養います。
- 学校教育において子どもの生きる力を養うために、体験活動の機会や地域文化や歴史・伝統を学ぶ機会を充実するとともに、地域に信頼される学校づくりを進めます。また、家庭や地域の教育力の向上を図るための支援を充実します。

## 【主な担当課】

保健センター／学校教育課

(\*）この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 4-3 高齢者

### 【現状と課題】

我が国においては、世界でも希なスピードで高齢化が進み、団塊の世代が高齢期を迎える平成25年(2013年)には、4人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えることとなります。

豊川市においても、平成28年(2016年)ごろには、高齢者の割合が25%を超えるという推計を行っています。

高齢化の進行に伴い、今後、寝たきりや認知症といった介護を必要とする高齢者が急速に増加するものと見込まれ、介護保険制度が平成12年(2000年)から開始され、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、平成18年(2006年)には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

豊川市では、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活することができるように、地域包括支援センター\*の機能を強化することや、高齢社会に対応したサービスの充実や地域の形成を目指してきました。

アンケート調査においては、高齢者の人権問題については、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」が56.8%、「働きたくても働ける場が少ないこと」が55.7%、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が47.4%と割合が高く、消費者被害や高齢者の自立が問題となっています。

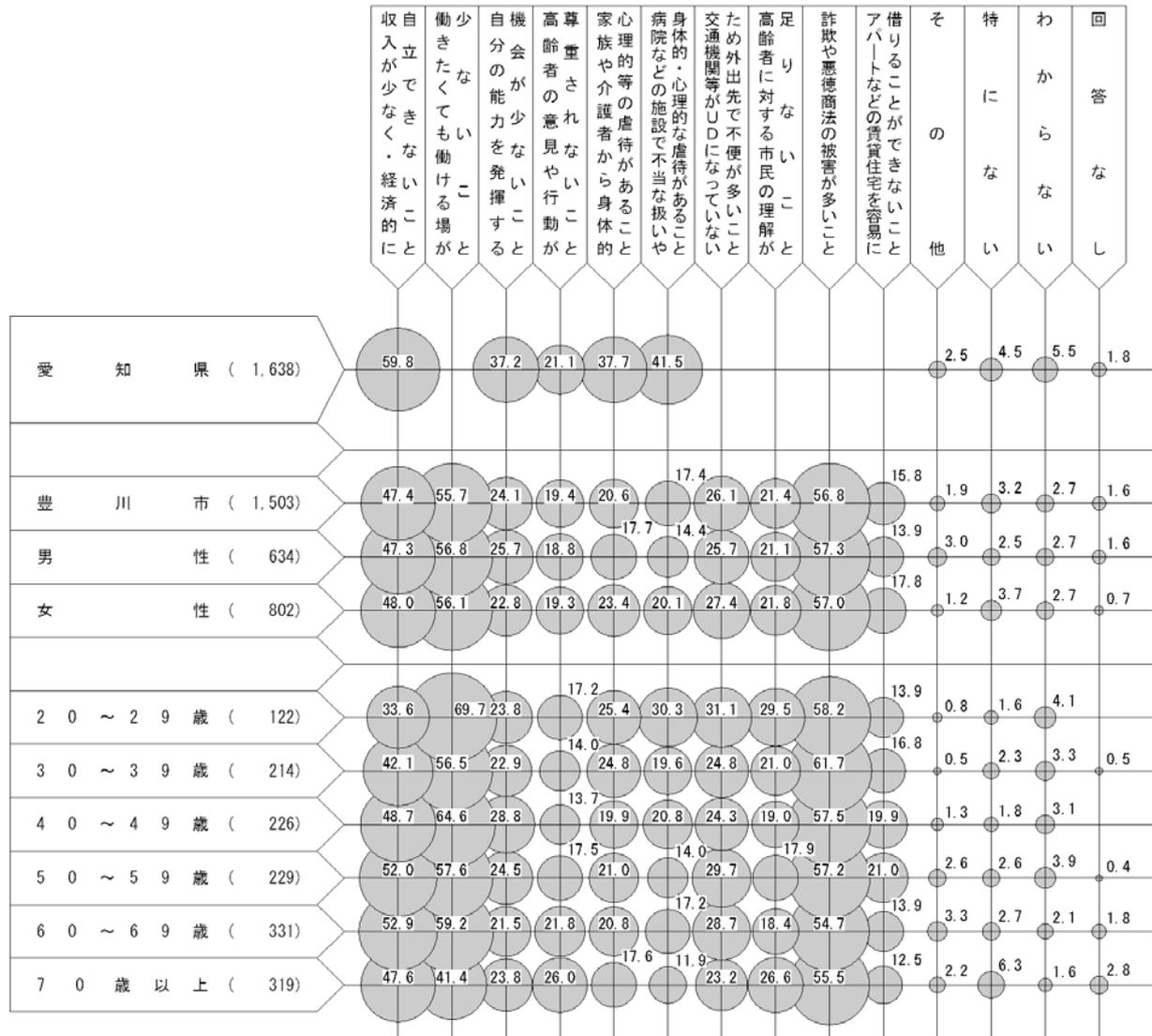
また、世代間での意識のずれが目立ちます。「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」に、高齢者は比較的高い率を示していますが60歳未満では各年代で10%台となっています。「病院などの施設で不当な扱いや身体的・心理的な虐待があること」では、20歳代の方は30.3%が問題だとしていますが、70歳以上ではわずか11.9%の方しか問題としていないようです。(図表4-4)

世代間での交流を活発化させ、互いに理解する意識を育てることが大切です。さらに、要介護高齢者に対する介護サービスの充実、寝たきりにならないための介護予防や高齢者の権利擁護の普及などによる地域での支え合い事業の推進を図っていく必要があります。

(\*) この用語については、70ページ以降の用語解説をご覧ください。

問 高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-4 高齢者に関する人権の問題



\* UDはユニバーサルデザインの略記です。この用語については、70ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 【取り組みの方向】

### (1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり

- 市民が高齢者の人権について理解を深めるとともに、地域における高齢者の見守りや虐待の防止に努めます。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①高齢者の人権尊重についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進します

- 市民が高齢者の人権や高齢化について理解を深めるために、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体とともにパンフレット等により啓発の充実を図ります。
- 高齢者大学などにおいて、高齢者の生活や健康、高齢者にかかわる問題について学ぶ機会をつくります。

##### 【主な担当課】

介護高齢課／地域安心課／生涯学習課

##### ②高齢者虐待の予防・早期発見に努めます

- 敬老の精神を養い、地域において高齢者を見守ることを促すとともに、高齢者の虐待に関する知識の普及を図り、高齢者の虐待の予防や早期発見に努めます。
- 虐待防止のため、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を通じて関係機関との連携を図ります。

##### 【主な担当課】

介護高齢課

### (2) 安心して介護サービスを受けられる環境づくり

- 安心して利用することができる介護サービスを提供するために、総合的にサービスの充実を図るとともに、介護施設の現場における人権尊重とサービスの質の向上を図ります。

＜基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容＞

①質が高い介護サービスを提供します

- 安心して介護サービスを利用することができるように、地域密着型のサービス供給や包括的支援体制の充実とともに、介護予防や介護保険以外のサービスを総合的に進めます。
- 利用者の経済的負担の軽減と介護保険事業運営に必要な財源確保について適切に調整して、サービスの供給体制を維持します。

【主な担当課】

介護高齢課

②介護サービスの質の向上のために的確に評価します

- 介護施設関係職員などへの人権啓発や介護相談員の派遣などを行うとともに、各地の介護施設で問題となった不要な身体拘束を行わないことを徹底します。
- 介護サービス事業者の講習会などへの参加を促すとともに、サービス水準の向上のために事業者の自己評価や第三者評価事業を促します。

【主な担当課】

介護高齢課

**（3）高齢者の自立と生きがいづくりへの支援**

- 若い世代が高齢者について理解を深め、その人権を尊重することができるように、世代間交流を図ります。
- 高齢者の自立と生きがいづくりを促すために、生涯学習機会の提供と就労や社会参加の支援を充実します。

＜基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容＞

①世代間交流の機会を提供します

- 子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。
- 高齢者が生きがいを持って経験や知識、地域文化などを若い世代に伝える機会を充実します。

【主な担当課】

介護高齢課／生涯学習課

②高齢者の学習と健康づくりを支援します

- 高齢者が健康でいきいきと暮らし続けることができるように、老人クラブの活動支援や高齢者大学、ボランティア・市民活動団体による支援などを充実して、介護予防や健康づくりの自主的な取り組みを促します。

【主な担当課】

介護高齢課／保健センター／生活活性課

③高齢者の就労機会や社会参加の機会を充実します

- 高齢者の能力開発を支援するとともに、高齢者の雇用促進について啓発していきます。
- シルバー人材センターの充実を図るとともに、誰もが社会の中で役割を担うように、身体などに困難を抱える高齢者の就労や社会参加の機会を充実します。

【主な担当課】

介護高齢課／商工観光課

**(4) 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備**

- 高齢者が自宅で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センター\*の充実と地域における支え合いなどを促します。

**<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>****①高齢者や家族に対する各種相談を充実します**

- 地域包括支援センター\*における介護や高齢者福祉サービスに関する相談窓口を充実します。
- 認知症の高齢者を介護する家族への相談を充実します。
- 消費生活センターにおける高齢者に関する詐欺や悪徳商法関連の消費相談窓口を充実します。

**【主な担当課】**

介護高齢課／保健センター／商工観光課

**②高齢者が住み慣れた地域で快適に暮らせることを支援します**

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域包括支援センター\*の機能強化を図ります。
- 地域ケア体制における高齢者の見守りの強化と地域での交流・支え合いの創出を図るとともに、介護予防を地域を中心にして進めることなど、高齢者向けサービスを地域や事業者とともに充実します。
- 高齢者が住み慣れた地域で快適に暮らせるよう、住宅改修支援などの施策を展開します。

**【主な担当課】**

介護高齢課／保健センター／建築課

(\*）この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 4-4 障害者

### 【現状と課題】

我が国では、「障害者基本法」(昭和45年(1970年))において、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野への活動に参加する機会の享受やその尊厳にふさわしい処遇が保障される権利をうたい、障害者の完全参加と平等を目指してきました。

その後も、障害者に対する国民の理解の促進と、障害者の自立支援にかかわる取り組みが進められ、平成18年(2006年)には障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して「障害者自立支援法」が施行され、平成23年(2011年)においても一部制度改正が行われています。

豊川市においては「豊川市障害者福祉計画」、並びに「豊川市障害福祉計画」を策定して、障害者の自立支援のための体制を充実してきました。

しかし、未だに障害のある人に対する社会的な誤解や偏見が見受けられ、障害者の社会参加が困難となる場合もあります。

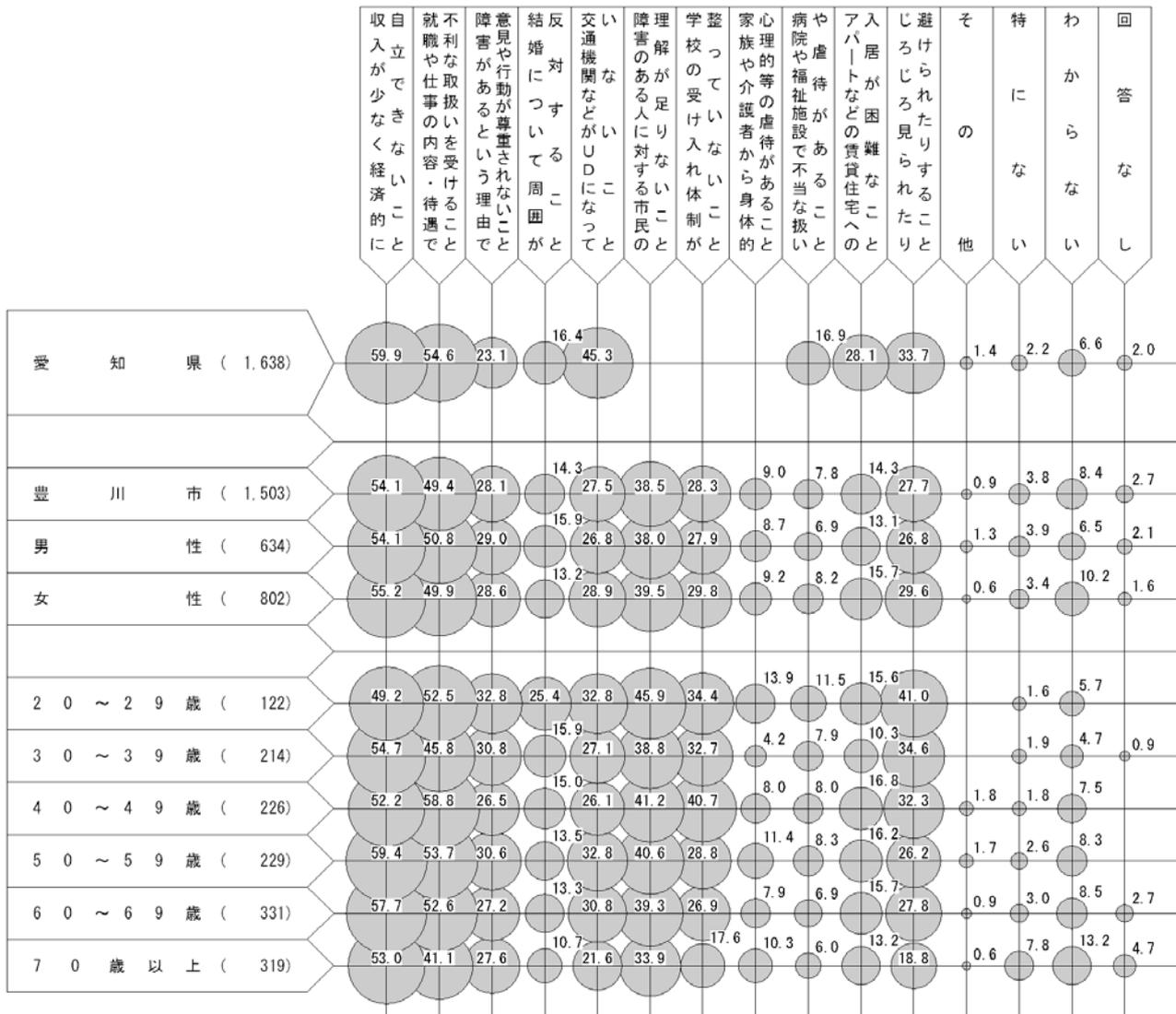
アンケート調査結果では、障害者の人権問題では、「収入が少なく経済的に自立できないこと」が54.1%、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」が49.4%と半数前後みられ、次いで「障害のある人に対する市民の理解が足りないこと」が38.5%となっています。(図表4-5)

年齢別でみると、40～49歳で「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、20～29歳では「結婚について周囲が反対すること」や「じろじろ見られたり避けられたりすること」が他の年齢に比べ高くなっており、比較的若い世代においても障害者を取り巻く差別問題などに意識が高いことがうかがえます。

障害者の人権を大切にして、障害のある人もない人も互いの理解と協力によって、共に暮らせる豊かな地域社会の実現が必要です。

問 障害のある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-5 障害のある人に関する人権の問題



\* UDはユニバーサルデザインの略記です。この用語については、70ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 【取り組みの方向】

### (1) 障害者の人権を尊重する意識づくり

- 障害者や障害児の人権尊重やノーマライゼーション\*の考え方を啓発するとともに、交流や体験機会などを充実します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①障害者の人権尊重について理解を深めるための教育・啓発活動を推進します

- 障害者の人権尊重について理解を深めるため、広報紙などを通じて、市民への啓発を充実します。
- 学校教育においては、「福祉読本」の活用などを通じて、児童生徒の障害者に対する理解を深めます。
- 障害者の人権に関する学習機会の充実や、障害者が自宅や地域で普通に生活することが望ましいというノーマライゼーション\*の考え方の普及を図ります。

##### 【主な担当課】

福祉課／地域安心課／学校教育課

##### ②交流や体験を通じて障害者に対する理解を促進します

- 障害者に対する市民の理解を深めるために、生涯学習や地域において、ボランティアとともに車イス体験などの体験機会を提供します。
- 障害者に対する子どもの理解を深めるために、幼稚園・保育所において障害児と健常児とのふれあいや、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流の充実を図ります。

##### 【主な担当課】

福祉課／子ども課／学校教育課／生涯学習課

(\*）この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## (2) 障害者の自立と社会参加への支援

- 障害者の自立と社会参加を促進するために、能力開発や参加機会の充実と、就労機会の確保を支援します。

### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<p>①障害者の地域・学習活動への参加を支援します</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の生きがいの創出と社会で活躍することができる能力開発のために、障害者サークルや支援ボランティアの紹介、さまざまな分野で活躍する障害者による講座などを充実します。</li> <li>○障害者が学習機会や行事などに参加しやすくなるように、障害者団体や支援ボランティアなどとの連携を強化します。</li> </ul> <p>【主な担当課】 福祉課／生活活性課／生涯学習課</p>
<p>②障害者が働きやすい環境づくりや就労機会の確保に努めます</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者が自立することができるように、障害者の雇用、個々の能力について理解することや、障害者の雇用に伴う各種制度について事業者にも周知・啓発を図ります。</li> <li>○障害者の能力を開発し就業の機会を得ることを支援するために、障害者施設やハローワークと連携して障害者の職業訓練や職業の斡旋を進めるとともに、職親制度の活用を図ります。</li> </ul> <p>【主な担当課】 福祉課</p>

**(3) 障害者や家族の生活支援**

- 障害者や家族が安心して暮らすことができるように、福祉サービスの充実や、地域における支援の充実を図ります。

**<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>**

**①障害者やその家族が安心して暮らせるように支援します**

- 障害者やその家族の生活を支援するために、医療、保健、療育、教育、雇用、福祉の連携強化により福祉サービスなどの充実を図るとともに、的確な情報提供を充実します。
- 地域の実情に応じて障害者に創作や交流などの機会を提供する地域活動の支援を充実します。さらに、障害者や地域福祉を支えるボランティアの育成を図ります。

**【主な担当課】**

福祉課／生活活性課

## 4-5 同和問題

### 【現状と課題】

昭和40年(1965年)に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」ことを明らかにしています。この答申を受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題の早期解決を図るため住環境整備から啓発事業まで広範な同和対策事業が推進されることとなりました。

昭和57年(1982年)には「地域改善対策特別措置法」が、昭和62年(1987年)には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)が制定されました。

その後、地域改善対策協議会は、協議会内に総括部会を設置して、全国同和地区の実態調査の結果を踏まえ同和地区における教育問題、就労問題、産業問題及び結婚問題などを平成5年(1993年)から2年半にわたり幅広く協議し、平成8年(1996年)に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」を内閣総理大臣他に提出しました。この意見具申を受けて、平成9年(1997年)に「地対財特法」の一部改正が行われ、同和対策事業の一般対策への円滑な移行のための経過措置として、特別対策事業を限定し再度5年間延長されることとなりました。この改正に伴い、従来、差別意識の解消のための特別対策事業として行ってきた教育関係事業や各種の啓発事業についても、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発の推進事業として発展的に再構築され、その中で、同和問題が重要課題として取り込まれることになりました。

平成11年(1999年)には「人権擁護施策推進法」(平成8年(1996年)制定)に基づき国に設置された人権擁護推進審議会において「人権尊重の理念に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出され、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の存在が明らかにされるとともに、総合的な人権教育・啓発の推進がうたわれました。

この答申を受け、平成12年(2000年)には、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の現状にかんがみ、人権教育及び啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、人権擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

#### 4-5 同和問題

豊川市においては、旧小坂井町において同和問題の解消に取り組んできましたが、アンケート調査結果では、同和問題、部落差別等について「知っている」と答えた人の割合は、豊川市は63.7%で、愛知県の71.0%に比べて認知度はやや低くなっています。

また、概ね年齢が高くなるほど「知っている」と答えた人の割合が高くなっており、60～69歳では75.2%となっています。(図表4-6)

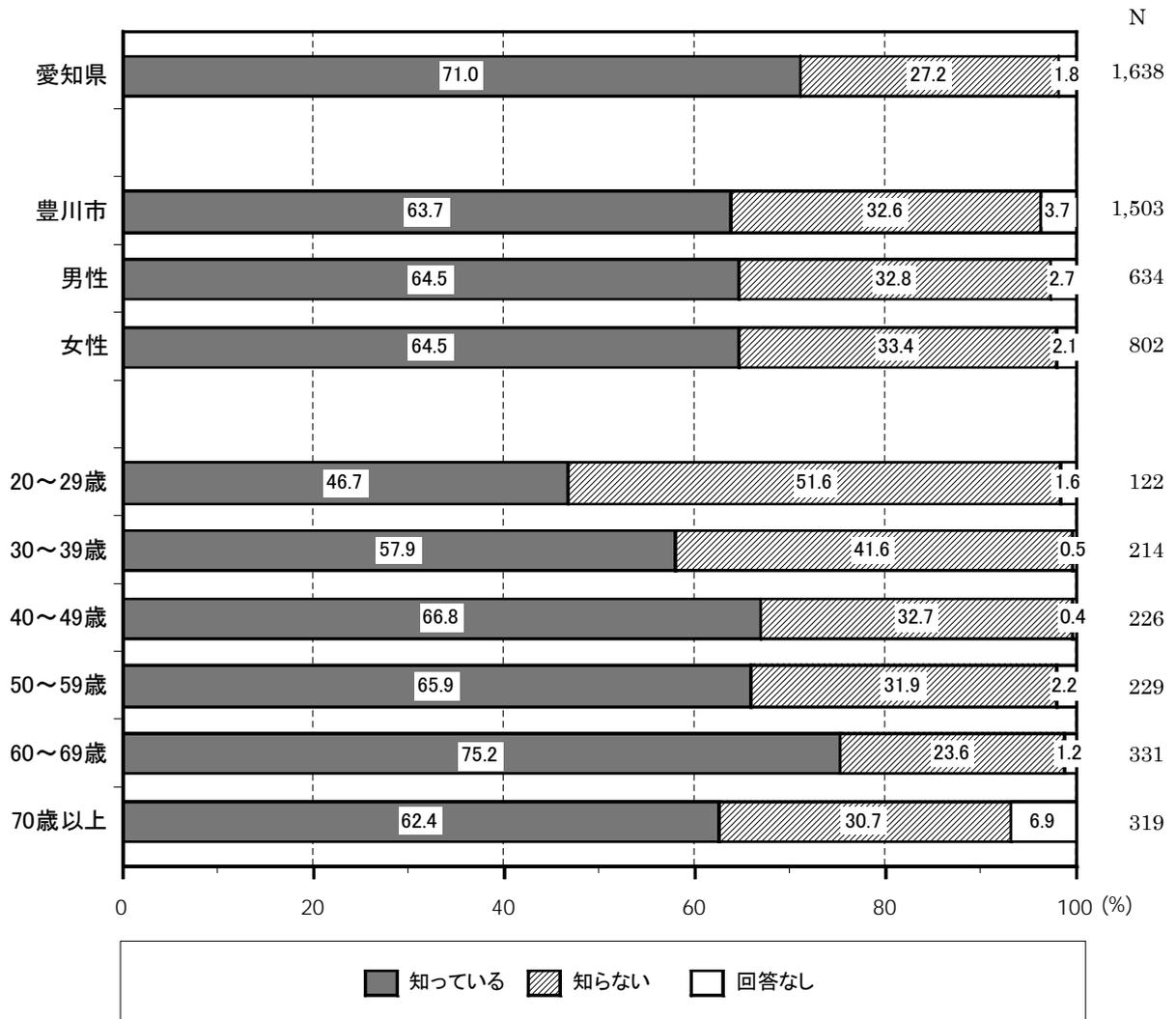
また、同和問題の解決に対する考えについては、「基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が31.7%いますが、一方で「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う」が18.6%、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」が10.4%、「これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う」が3.4%となっており、受動的でやや他人事として捉える傾向も見られます。

年齢別にみると、40歳未満の年代層で「基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」の割合が他の年齢に比べ低くなっています。(図表4-7)

このため、若い世代を中心として、同和問題を正しく理解してもらうことや、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動の充実が必要です。

問 あなたは、日本社会に「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」「部落差別」といわれる問題があることを知っていますか。(○印は1つ)

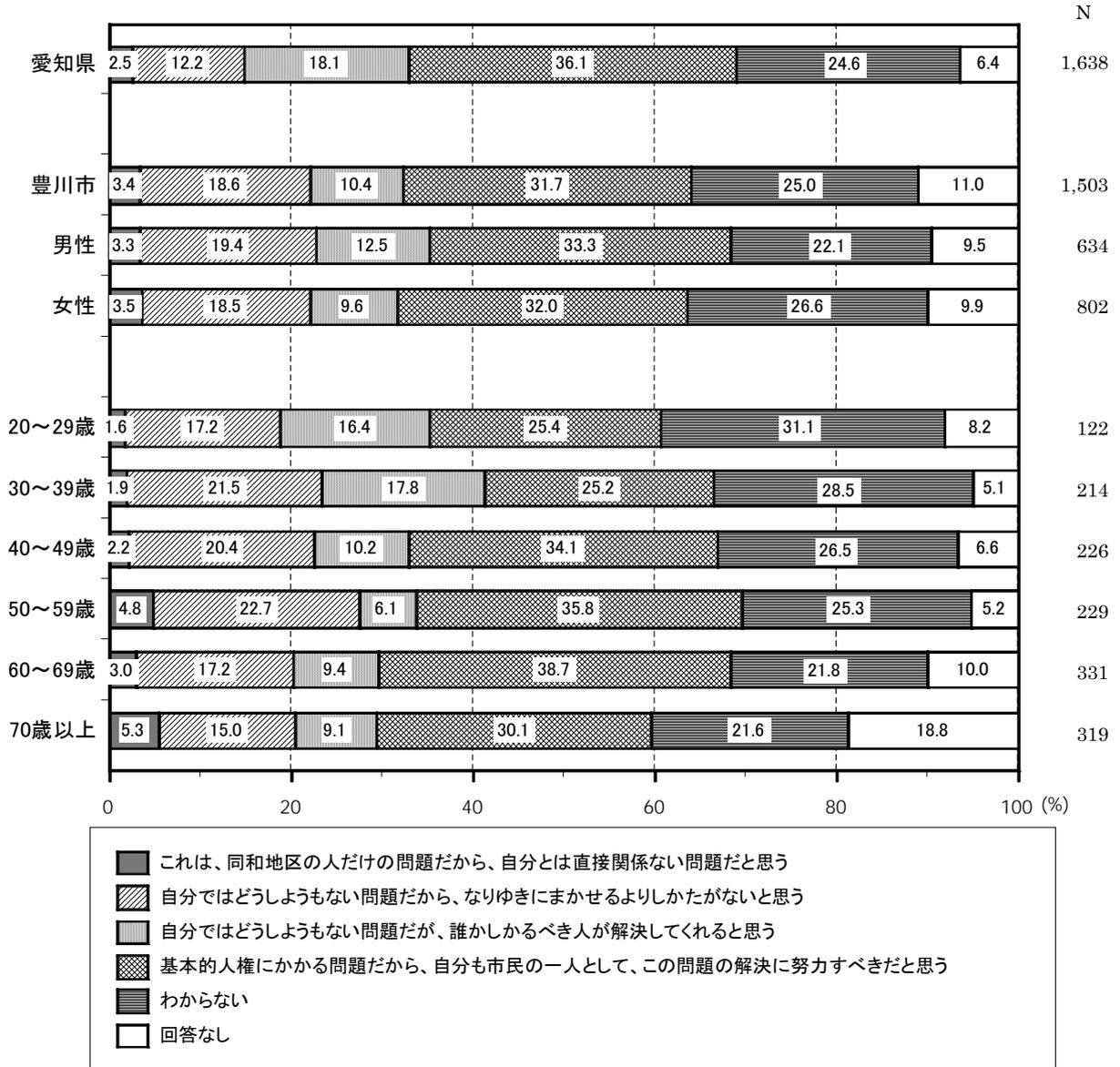
図表 4-6 同和問題、部落差別の認知度



4-5 同和問題

問 同和問題の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか。(○印は1つ)

図表 4-7 同和問題の解決に対する考え方



## 【取り組みの方向】

### (1) 同和・人権教育及び啓発活動の推進

- 同和問題について、市民に正しく周知するために、人権教育や啓発を充実します。
- 家庭、学校、企業、地域など、あらゆる場を通じて、同和・人権教育を進めるための支援を充実します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

<p>①差別意識の解消に向け同和・人権教育及び啓発活動を一層推進します</p> <p>○同和問題についての正しい認識と理解を深め、差別意識を解消することを目指して、啓発資料の作成、情報提供を充実します。</p> <p>○人権週間の周知や、同和問題などについての学習機会の提供を充実します。</p> <p>【主な担当課】 地域安心課</p>
<p>②家庭や学校などあらゆる場を通じた同和・人権教育及び啓発活動を推進します</p> <p>○学校教育において同和・人権教育を進めるために、教職員等を対象とした研修を充実するとともに、子どもを持つ親を対象とした講座等の実施を図ります。</p> <p>○人権尊重の教育に関する研究・指導資料や、市民向けの啓発用資料を作成して、ボランティアとともに市民や企業、団体などの学習活動の支援を図ります。</p> <p>○市職員を対象とした研修を実施します。</p> <p>【主な担当課】 人事課／地域安心課／学校教育課</p>
<p>③関係機関と連携し、教育・啓発を推進します</p> <p>○国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい周知を図ります。</p> <p>○学校、企業、関係団体、地域などが行う啓発活動について、関係機関と連携し、その支援を図ります。</p> <p>【主な担当課】 子ども課／地域安心課／消防本部／市民病院／学校教育課</p>

## (2) 小坂井文化センターの有効活用

- 人権意識を高めるための学習や活動の場として、小坂井文化センターの活用を図ります。

### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

#### ①小坂井文化センターにおいて啓発・交流などの拠点となる取り組みを推進します

- 小坂井文化センターにおいて、人権意識の高揚と啓発を図るため、人権に関する調査・研究を進めるとともに、各種講座の開催と情報発信を充実します。
- 人権に関する啓発・交流や学習活動の場として、小坂井文化センターの利用促進を図ります。

【主な担当課】  
地域安心課

#### ②小坂井文化センターにおいて地域住民の福祉や文化の向上を図ります

- 地域住民の福祉や地域文化の向上を図り人生の豊かさを創出するために、小坂井文化センターにおいて教養・文化講座の開催や自己学習や啓発の場の充実を図ります。
- 生活相談を行う場や、地域福祉の推進を図るための催しなどの場として、小坂井文化センターの利用促進を図ります。

【主な担当課】  
地域安心課

**(3) 自立支援による地域での生活の安定向上**

- 意欲がある子どもや若者が自立した生活を送ることができるように、就学・就労支援のための能力開発や、雇用の場の開拓などの支援を充実します。

**<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>**

<p>①就学や就労支援などの取り組みを充実します</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学ぶ意欲のある子どもや若者に就学機会を提供することができるように、奨学金制度、通信教育や資格取得に関する情報を提供します。</li> <li>○若者の就労意欲の向上や働く意欲がある女性、高齢者などの市民の能力開発や就労支援を行うために、パソコン教室を始めとした各種セミナーを開催するとともに、ハローワークなどの利用を促します。</li> <li>○市内で雇用の場を開拓するために、雇用主に対して公正な採用を啓発します。あわせて、雇用主に対する経営相談等の経営基盤強化のための支援を商工会議所等と連携して充実します。</li> </ul> <p>【主な担当課】 商工観光課／学校教育課</p>

**(4) えせ同和行為\*の排除**

- 同和問題に対して市民や事業者が正しく対処することができるように、えせ同和行為\*について排除を図ります。

**<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>**

<p>①えせ同和行為*排除のための啓発及び相談を推進します</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為*についての周知を図るとともに、市民や事業者からの相談を的確に行い、えせ同和行為*の排除を図ります。</li> </ul> <p>【主な担当課】 地域安心課</p>

(\*) この用語については、70 ページ以降の用語解説をご覧ください。

## 4-6 外国人

### 【現状と課題】

我が国は、平成7年(1995年)に、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃を定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」を批准しました。また近年、製造業等の労働者として日系ブラジル人などを受け入れてきたことから外国人市民が増えてきました。

外国人の増加にともない、言語、文化、習慣、価値観の違いによる誤解などから、地域の中でトラブルを起こしたり、相互理解が不十分であることから、外国人に対する差別や偏見などの問題が生じています。

製造業の集積が高い東海地域においては、日系ブラジル人などの外国人労働者を受け入れており、世界的金融危機後の景気の低迷で若干減少したものの、外国人労働者や永住を希望する外国人は、今後も増えていくと予想されます。

このため、豊川市では「豊川市多文化共生推進プラン」(平成22年(2010年))を策定して、円滑なコミュニケーション環境の実現と、みんなで進める地域社会づくりを行動目標として掲げて、多文化共生社会の実現を目指してきました。

豊川市の外国人登録者数は、5,647人で総人口の3.14%(平成22年度末(2010年度末))を占めており、全国の水準の倍近くとなっています。平成20年(2008年)4月末まで増加した登録者数が近年減りましたが、豊川市は製造業の集積が高いため、今後再び増加する可能性があります。

豊川市の外国人登録者数を国籍別に見ると、ブラジルが51%近く、次いで、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ペルー籍が多くなっています。

アンケート調査結果では、外国人の人権問題については、「地域社会での受入れが十分でないこと」が35.1%、「生活に必要な情報が十分に手に入れないこと」が34.1%、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」が28.5%となっています。(図表4-8)

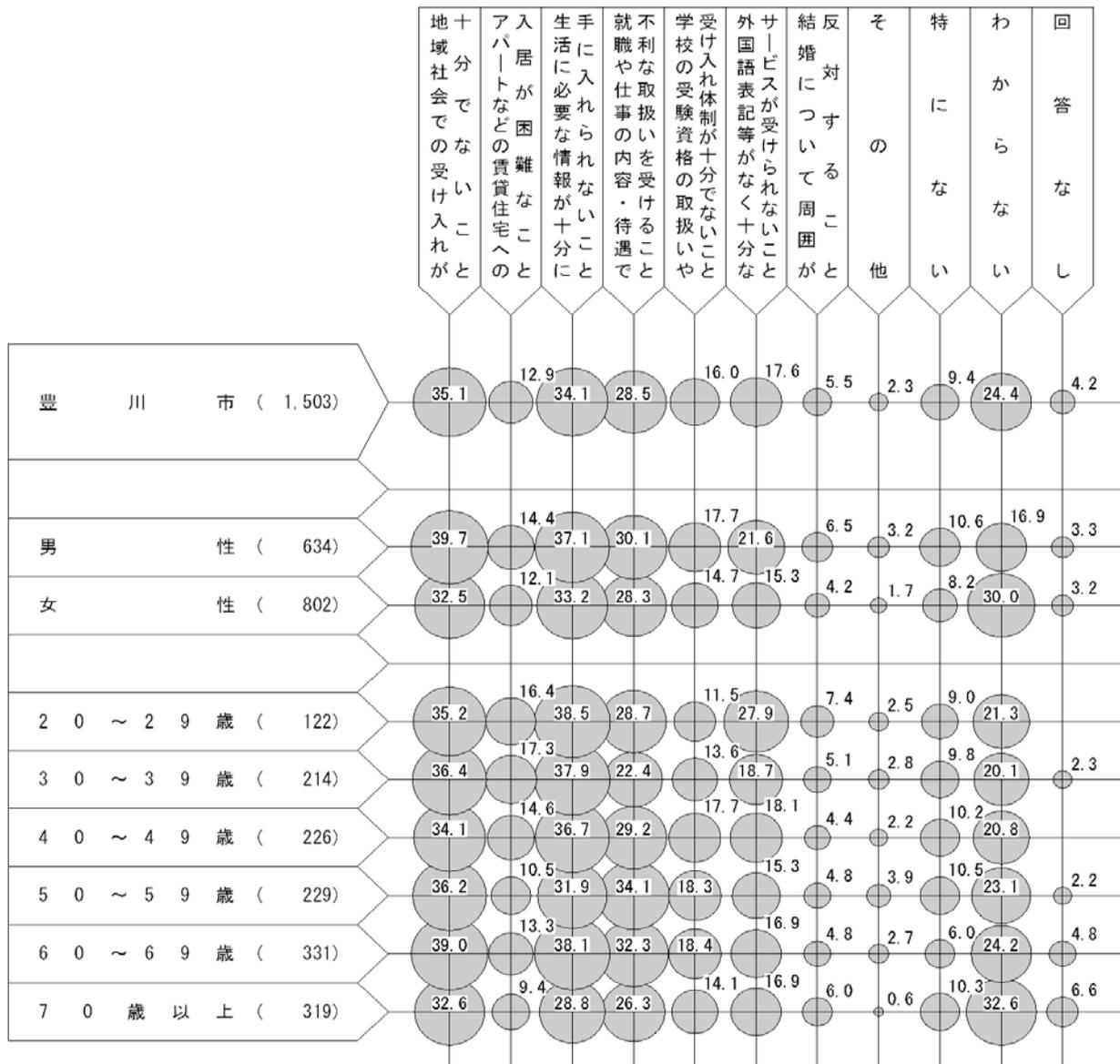
今まで見てきた人権に関する他の設問に比べて、外国人の人権問題は「わからない」が24.4%と高くなっています。地域や職場において、外国人と接することが少ないことや、交流機会が少ないため、「わからない」の割合が高いと思われます。

また、豊川市内にも、韓国・朝鮮国籍等の特別永住者も生活していますが、その多くは日本で生まれ育っているのにもかかわらず、これらの人々に対する無理解や差別・偏見が未だにあります。

このような国籍や民族、文化などの差異にかかわらず、日本人市民も外国人市民も互いに理解し合い、ともに安心して生活することができる多文化共生社会を築いていくことが課題です。

問 日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-8 外国人に関する人権の問題



### 【取り組みの方向】

#### (1) 共生社会の形成

- 多文化共生社会の実現を目指して、外国人の人権尊重について啓発を図るとともに、外国人が日本人とともに地域社会を支えていくことを促します。
- 外国人の子どもたちが、日本や母国において自立した生活を過ごすことができるように、就学の支援や日本語学習支援を図ります。

<基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

①外国人の人権尊重について理解を深めます

- 外国人の人権尊重について市民の理解を深めるために、外国語版広報、ホームページ、窓口の外国語表記などにより、周知を図ります。
- 国際交流協会と連携し、交流会・講座の開催、語学・教育支援などを通して相互理解を深めます。
- 国際交流ボランティアと連携し、外国人を支援することで、互いが安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

【主な担当課】

国際課

②日本人及び外国人市民の多文化共生意識を高め社会への参加を促進します

- 日本人及び外国人が互いの文化的背景や考え方を理解し、暮らせる地域社会を目指すため日本語学習機会の提供に努めます。
- 外国人の地域社会への参加を促すための事業を実施し、外国人を応援する市民活動団体を支援します。
- 関係機関と連携して外国人の就労環境の向上を事業者に促します。また、就労に必要な知識や技術の習得を支援する国などの事業に協力します。

【主な担当課】

国際課／商工観光課

③外国人が学ぶことができる教育環境を充実します

- 外国人の子どもたちの就学を支援するための教室を運営します。教室では、就学前指導なども実施し対象となる子どもの幅を広げます。また、定期的に就学状況を把握し、不就学児童の解消を目指します。

【主な担当課】

国際課／学校教育課

## (2) 外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり

- 外国人市民の日本語学習支援を行うとともに、多言語による情報提供などコミュニケーション環境を充実します。

### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

#### ①外国人のコミュニケーション能力を高めるとともに情報提供を充実します

- 外国人市民が、日本で生活する上で必要な日本語を学習する機会を充実します。また、子どもたちに対して母国語教育や伝統文化を知るための機会の充実を図ります。
- 外国人の生活がより快適になるように、多言語による情報提供を行います。
- 外国人の子育てと教育を支援するために、ガイドブックの作成や、外国人児童生徒の進路説明会の開催や外国人の意見を聞く機会づくりに努めます。

#### 【主な担当課】

国際課

## 4-7 HIV感染者・ハンセン病患者等

### 【現状と課題】

エイズ（AIDS）は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染によるウイルス感染症で、免疫不全を起こし、悪性腫瘍などを発症します。感染経路は、性行為、汚染された血液および血液製剤の注射、注射針の共用、母子感染であり、また、感染力は強くないため、正しい知識を持って行動すればHIVの感染を予防することが可能です。

新たにHIV感染者、あるいはエイズ患者として報告された人は、毎年増加傾向にあり、平成22年(2010年)は新規HIV感染者1,075人で過去3位、新規エイズ患者は469人で過去最多となっています。

HIV感染症の治療は進歩してきており、抗HIV薬の投与により発症を抑えることが可能ですが、ウイルスを体内から無くすことは不可能であり、薬剤を服用しなければなりません。このため、医療費が相当な負担になることから、「身体障害者福祉法施行令」の一部改正により、平成10年(1998年)4月1日からHIV感染者等が免疫機能障害として障害認定の対象となりました。

ハンセン病は、らい菌の寄生によって引き起こされる感染症であり、伝染力は非常に低く、また、発症しても適切な治療を行えば治癒が可能であり、重篤な後遺症を持つことや、感染源になることもありません。現在、日本では、新たな患者数は年間0～1人と希になりましたが、日本のハンセン病政策により患者への偏見と差別が大きな問題となっていました。

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、患者の終生隔離を中心とした政策が行われてきたために、ハンセン病は、治らない病気などと偏見や差別を生み続けました。このため、今日まで、患者本人や家族が、日常生活に支障をきたしており、ハンセン病に対する正しい理解を啓発していくことは大きな課題です。

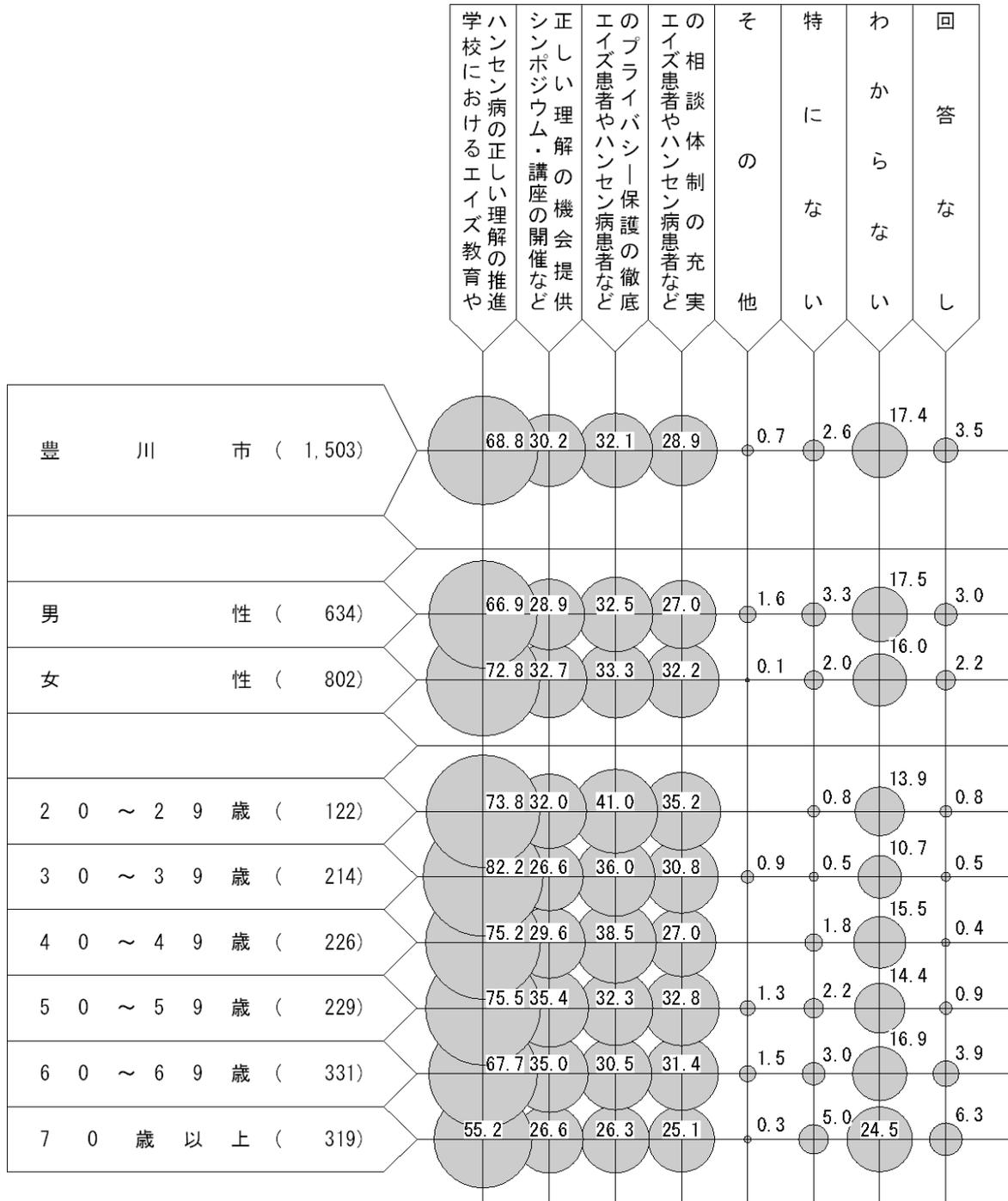
平成11年(1999年)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、過去にハンセン病、HIV感染者等に対する差別や偏見が存在したという事実を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的に進めることが目指されています。

アンケート調査結果において、エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権が守られるために力を入れるべきことでは、「学校におけるエイズ教育やハンセン病の正しい理解の推進」が7割弱と、理解を深めることを重要視していることが分かります。(図表4-9)

このため、豊川市においても、発症者に対する支援を関係機関とともに進め、感染症に対する正しい理解の普及啓発を図ることが必要です。

問 エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権が守られるために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-9 エイズ患者やハンセン病患者などの人権問題の解決手法



## 【取り組みの方向】

### (1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

- 感染症患者に対する正しい情報を提供するとともに、人権の尊重について啓発します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①感染症に対する正しい理解を促進し人権に配慮した対策を進めます

- 感染症患者に対する偏見や差別の解消、患者などのプライバシー保護、人権に配慮した予防・まん延防止のために、各種のボランティア・市民活動団体とともにパンフレットや学習講座などによる情報提供を充実します。
- 「世界エイズデー」や「ハンセン病を正しく理解する週間」などをPRして、感染症に対する意識を啓発します。

##### 【主な担当課】

保健センター／地域安心課

### (2) 感染症患者などの自立と社会参加の支援

- 感染症患者の自立と社会参加を進めるために、健康づくりを支援するとともに、就労機会の確保を支援します。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

##### ①心と体の健康づくりを支援します

- 誰もが健やかに明るい人生を楽しむことができるように、健康づくりや感染症予防に対する意識を高めるとともに、健康相談を充実します。

##### 【主な担当課】

保健センター

##### ②感染症患者などが働きやすい環境づくりや就労機会の確保に努めます

- 感染症や患者の働く能力についての理解を促進して就労機会を確保するために、事業所への啓発を図ります。
- 働くことができる患者が就労機会を得るために、ハローワークなどの利用促進や職業や雇用についての情報提供を図ります。

##### 【主な担当課】

商工観光課

## 4-8 さまざまな人権

### 【現状と課題】

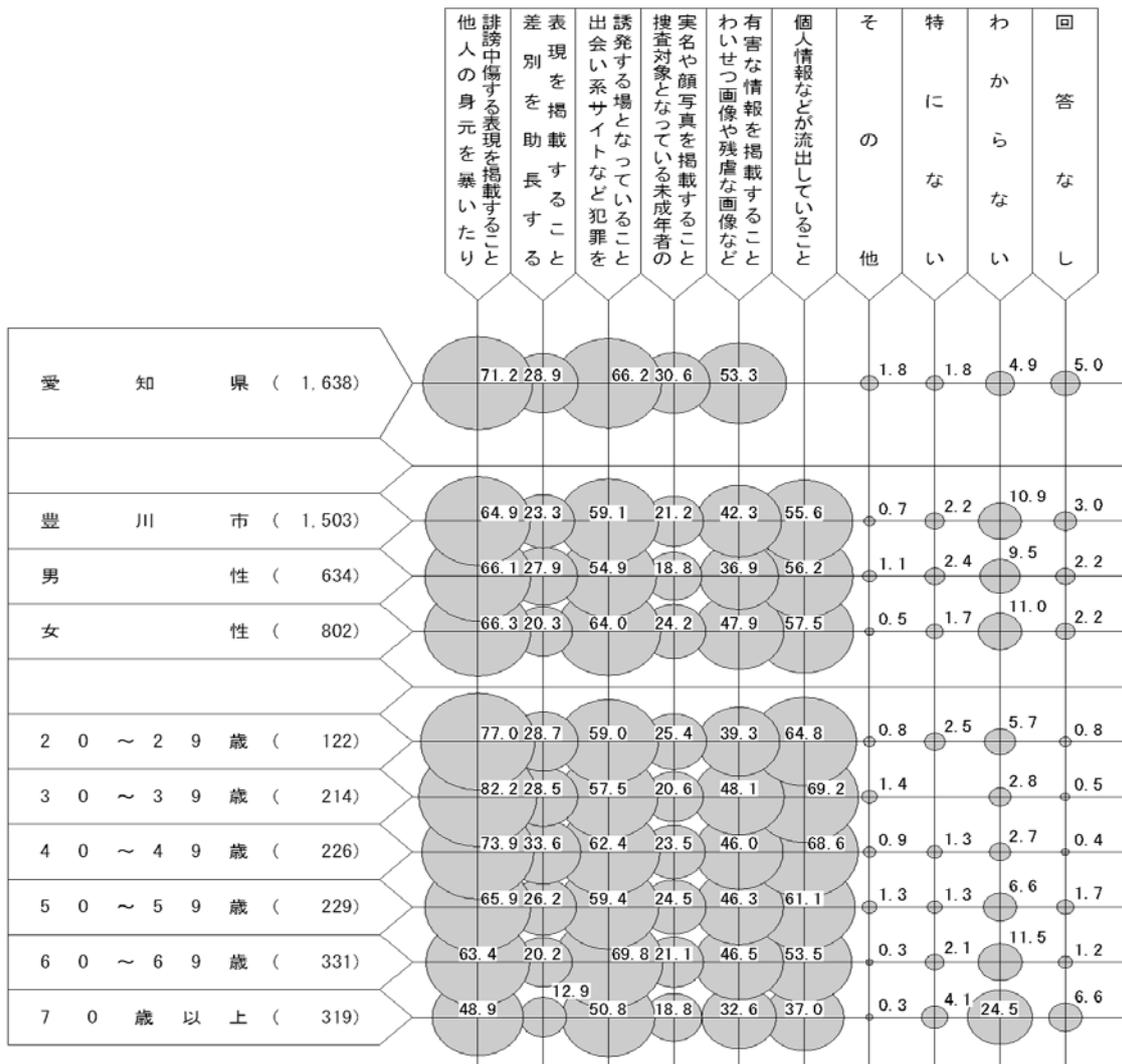
人権に対する問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等のほかにも、アイヌの人々、犯罪被害者、刑を終えて出所した人々、同性愛者、婚外子、ホームレスなど、さまざまあります。

近年では、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示、個人情報の流出、プライバシーの侵害などの問題も大きくなっています。

アンケート調査においても、インターネットによる人権侵害の問題としては「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する表現を掲載すること」をはじめ、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること」が5割を超えて高い割合となっています。(図表 4-10)

問 インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(○印はいくつでも)

図表 4-10 インターネットによる人権侵害



今後の社会情勢の変化などに伴い発生する新たな問題に対しても、本計画に沿って適切に対応を進めます。

## 【取り組みの方向】

### (1) 個人情報保護の体制強化

○市民の個人情報についての保護を徹底するために、市職員の意識向上を図ります。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

①市職員の個人情報取扱いに対するモラル向上に努めます
○市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。
【主な担当課】 人事課／情報システム課

### (2) さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚

○新たに発生するさまざまな人権問題について市民が理解することができるように、情報を把握するとともに、啓発等を図ります。

#### <基本施策（取り組みの方向）と取り組み内容>

①さまざまな人権問題に対する人権意識を高揚するための教育・啓発を推進します
○さまざまな人権問題やインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示など新たに発生する人権問題について、市民が理解を深めるために、啓発パンフレットなどの作成や、学習機会の提供を図ります。
【主な担当課】 地域安心課

②新たな人権問題の把握に努め情報提供を充実します
○新たな人権問題やその対処について、関係機関と連携して情報収集を行います。
○市民の人権に対する感覚や意識について、調査を行い把握します。
【主な担当課】 地域安心課

## 第5章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、以下の点に留意して進めます。

### 5-1 基本姿勢

- (1) さまざまな差別意識の解消を図り、すべての人が人権尊重の意識を高めていくためには、広範な取り組みを進めることが必要です。このため、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて、行政はもとより、教育や保育の場、地域組織、ボランティア・市民活動団体、事業者など、あらゆる組織を通じて、人権尊重の社会を実現するための取り組みを進めます。
- (2) 社会の複雑多様化、情報化、高度化など時代の流れの中で、人権問題も多種多様化し、新たな問題も発生しています。このため、時代の要請・ニーズに合った施策の実施に努めます。

### 5-2 推進体制

本計画を効果的に推進し市民の人権尊重の意識を高めるため、関係部局相互の連絡調整と連携を図るため、推進本部を設置し、総合的な施策の推進に努めます。

### 5-3 進行管理

このプランに掲げた内容については、適切な進行管理を行い、計画の推進を図ります。

人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本計画を変更する必要性が生じた場合には、その見直しを行います。

## 用語解説

### 【あ行】

え	えせ同和行為 (P59)	いかにも同和問題の解決に努力しているかのように装って、不当な寄附を募ったり、高額な書籍を売りつけたりすることをいいます。
	エンパワーメント (P35)	一人ひとりの女性が自らの意識と能力を高め、自立した個人として社会的な責任を分担できる力をつけることをいいます。

### 【か行】

き	協働 (P7、8、9、29)	異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものをつくりあげていくこと。また、市民や企業との協働とは、市民、企業及び行政がそれぞれの特性を生かし、共通する目的のため、対等なパートナーであることを認識しながら活動することをいいます。
---	-------------------	---

### 【さ行】

し	ジェンダー (P13、33)	生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別のこと。男女ともに、この社会的性別で縛られ、個性と能力が活かせない状況からの解放をジェンダー・フリーといい、世界共通のキーワードとなっています。
	情報モラル教育 (P41)	「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を身につけさせることです。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどをいいます。

	心理教育相談 「ゆずりは」 (P20)	こころの専門家、臨床心理士による「こころの相談室」です。相談対象者は、豊川市内在住の小中学生、保護者及び市内小中学校に勤務する教師です。市内には、勤労福祉会館、音羽庁舎、小坂井庁舎にあります。
す	スクールカウンセラ ー (P20)	いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家をいいます。
せ	成年後見制度 (P29)	判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度をいいます。
	セクシュアル・ハラ ズメント (P21、24、31、33)	性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活環境を害することや、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。

## 【た行】

ち	地域包括支援センタ ー (P42、47)	平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。市内在住の高齢者と家族の方が、安心して地域での生活を営めるよう、高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、介護保険及び保健福祉サービスの紹介・情報提供・利用のための連絡調整、福祉サービスの申請代行、介護方法の助言などを支援している。また、「要支援 1」「要支援 2」と認定された方の介護予防ケアプランを作成したり、介護状態になっていない高齢者の方に対して、健康を維持し、要支援や要介護状態にならないように介護予防事業を行っています。
と	ドメスティック・バ イオレンス〔DV〕 (P28)	配偶者等に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

【な行】

の	ノーマライゼーション (P3、50)	高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方をいいます。
---	-----------------------	--

【は行】

は	バリアフリー (P6、14)	英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることをいいます。
	ハートフル相談員 (P20)	いじめや不登校などの問題行動に対して、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言などを行う心理相談員のことです。豊川市教育委員会が任用しています。
	パワー・ハラスメント (P21)	職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正なレベルを超えて、他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動のことをいいます。
ふ	ファミリー・フレンドリー企業 (P34)	仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のことをいいます。

【や行】

ゆ	ユニバーサルデザイン (P43、49)	年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを始めから考慮してまちづくりやものづくり、しくみづくりを行う考え方をいいます。
---	------------------------	--

【わ行】

わ	ワーク・ライフ・バランス (P31、34)	働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできることをいいます。
---	--------------------------	--

## 資料編

日本国憲法（抄）	73
世界人権宣言	76
人権教育のための国連10年（国連総会決議）	80
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	82
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	93
豊川市人権施策推進本部設置要綱	95
人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会設置要綱	97



## 日本国憲法(抄)

昭和21年(1946年)11月3日公布

昭和22年(1947年)5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

## 資料編

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

#### 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月10日

第3回国際連合総会採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形において

も禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

## 資料編

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

### 第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

### 第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

### 第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

### 第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な

生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 人権教育のための国連10年（国連総会決議）

平成6年（1994年）12月23日

（財）人権教育啓発センター仮訳

国際連合総会は、  
国連憲章及び世界人権宣言に込められた基本的かつ普遍的理念に導かれ、  
世界人権宣言第26条が述べる「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。」を再確認し、  
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条、児童の権利に関する条約第28条など、先に述べた条項の目的を反映する、他の人権諸条約の規定を想起し、  
人権委員会が、理論的次元と実際の応用面、両面についての、人権の知識を教育政策における優先事項として確立されねばならないことを勧告した、1993年3月9日付決議1993/56を考慮し、  
人権委員会が国連人権高等弁務官に対し、その特別目的のうちに「人権教育のための国連10年」のための行動計画を含め、事務総長に対しては、国際連合総会第49会期において、経済社会理事会を通じ人権教育のための10年行動計画を提出するよう奨励した、1994年3月4日付人権委員会決議1994/51を考慮し、  
人権教育は情報の提供以上の関与を行い、また開発のあらゆる段階、及び社会のあらゆる階層にある人々が、あらゆる社会において、他者の尊厳の尊重、及びその尊重を保証するための手段と手法を学ぶための、生涯を通じての総合的なプロセスを構成すべきであることを確信し、  
また、人権教育は、子ども、先住民、少数者及び障害者など、社会の多様な部分を評価する、あらゆる年齢層の女性と男性の尊厳に矛盾しない、開発の概念に貢献することをも、確信し、  
世界のあらゆる部分において、教育者及び非政府機関、並びに国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）、国際労働機関（ILO）、及び国際連合児童基金（ユニセフ）を含む、政府間機関が行う人権教育の振興の努力を評価し、  
女性、男性、子供はそれぞれ、人間として十分な可能性を実現するため、市民的、文化的、経済的、政治的、及び社会的人権のすべてについて、知らしめらるべきであることを確信し、  
人権教育は、女性の人権の振興と保護を通じ、性差別の撤廃、及び機会の平等の保証のための、重要な手段を構成すると信頼し、  
国際連合教育科学文化機関が、1993年3月8日から11日まで、モンリオールで開催した、人権と民主主義のための国際会議が採択した、「人権及び民主主義のための教育の世界行動計画」、及び「人権のための教育と民主主義はそれ自身人権であり、人権の実現のための必要条件である」とする会議のステートメントを考慮し、  
関連する国際連合教育及び広報プログラムの調整は、人権高等弁務官の責任であることを想起し、国際連合人権高等弁務官の報告書において、弁務官が調和ある地域社会間の関係の奨励、相互的寛容と理解、及び究極的には平和のために、人権教育が必須であると明言したことに注目し、

国連エルサルバドル監視団（ONUSAL）や、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）を含む、国連平和維持活動における人権教育についての経験を意識し、

1993年6月25日、「世界人権会議」で採択された、「ウィーン宣言及び行動計画」、特にそのセクションII、第78節から82節までに注意を払い、

1. 1993年12月20日付総会決議に含まれた要望にしたがって提出された、人権教育に関する事務総長報告に、感謝をもって注目する。
2. 1995年1月1日に始まる「人権教育のための国連10年」の10年間の期間を宣言する。
3. 事務総長報告に盛り込まれた1995-2004の、「人権教育のための国連10年・行動計画」を歓迎する。併せて、各国政府の「10年行動計画」の補遺に関するコメントを要請する。
4. 事務総長には、第3節に掲げた目的のため、各国が示した見解を考慮して、提案を提出するように要請する。
5. すべての政府に対し、この行動計画の実施に貢献し、非識字者をなくし、及び人格の完全な開発を目指した、教育の方向付け、並びに人権と基本的自由の尊重の強化のための、努力を促進するよう、表明する。
6. 政府、及び非政府の教育機関に対し、行動計画のなかで勧告された、人権教育プログラムの、確立と実施へむけた努力、特に人権教育のための、各国計画の取りまとめと実施を強化するよう、強く求める。
7. 国際連合人権高等弁務官が、「行動計画」実施の調整を行うよう、求める。
8. 国際連合事務局の人権センター及び人権委員会に対し、加盟各国、人権条約監視団体、その他適切な団体、及び権限をもつ非政府機関と協力して、国際連合人権高等弁務官が行う、行動計画の調整努力を支援するよう、求める。
9. 事務総長に対し、非政府機関が行う人権教育を特別に支援するため、国際連合事務局人権センターが管理する、人権教育ボランティア基金の設立を考慮するよう、求める。
10. 専門機関及び国際連合プログラムが、その権限範囲において、行動計画の実施を行うよう、要請する。
11. 事務総長は、この決議について、国際社会のすべてのメンバー、並びに人権教育に関与する政府間機関、非政府機関の関心を喚起するよう、求める。
12. 国際機関、地域機関及び各国非政府機関、とりわけ女性、労働、開発と環境並びにその他すべての社会正義集団、人権唱道者、教育者、宗教団体及びメディアに関わる者に対し、人権に関する公式及び非公式教育への関与の増加と、「人権教育のための国連10年」の実施のための、人権センターとの協力を、訴える。
13. 現在ある人権監視団体に対し、加盟各国による、その国際的な義務である人権教育の振興の実施について、強調するよう、求める。
14. このことについては、国際連合総会第50会期において「人権質問」の標題の下で考慮することを、決定する。

## 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年（1997年）7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

### 1. 基本的考え方

(1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会（平成6年（1994年）12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重

の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

- (2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年（1996年）5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

- (3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

- (4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、

他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内の実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

## 2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

### (1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

### (2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。

- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。
- (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進
- 企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。
- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。
- (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進
- 人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。
- そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。
- ① 検察職員
- 人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。
- ② 矯正施設・更生保護関係職員等
- ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。
- イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。
- ③ 入国管理関係職員
- 出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。
- ④ 教員・社会教育関係職員

## 資料編

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

### ⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

### ⑥ 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

### ⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

### ⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

### ⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

### ⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

### ⑪ 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

### ⑫ 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

### ⑬ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

## 3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプロー

チにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年（1993年）6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年（1996年）7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りのもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組

を促す。

- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加

してもらうための条件整備を促進する。

- ③ 高齢者との世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

#### (4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

#### (5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容を

## 資料編

も含むものとして推進する。

- ア 人権問題啓発推進事業
- イ 小規模事業者等啓発事業
- ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
- エ 教育総合推進地域事業
- オ 人権教育研究指定校事業
- カ 人権教育総合推進事業
- キ 人権思想の普及高揚事業

- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

### (6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

### (7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

### (8) HIV感染者等

## ① HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

## ② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

## (9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

## (10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

## 4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。

② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。

③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。

④ わが国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には同宣言をテーマとすることを検討する。

⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

## 5. 計画の推進

(1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸と

して、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。

- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年（2000年）法律第147号

平成12年（2000年）12月6日公布・施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

## 資料編

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 豊川市人権施策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 豊川市における人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、豊川市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 人権教育・啓発に関する行動計画の策定に関すること。
- (2) 人権教育・啓発に関する行動計画の推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員を持って構成する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。
- (3) 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進本部の議事は、出席本部員の総意をもって決定する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表2に掲げるものを持って構成し、幹事長は市民部地域安心課長をもって充てる。
- (2) 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて関係課室長に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部に関する庶務は、市民部地域安心課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から実施する。

資料編

別表1

豊川市人権施策推進本部員

本部長	市長	副本部長	副市長
副本部長	教育長	副本部長	病院事業管理者
本部員	企画部長	本部員	総務部長
本部員	収納管理監	本部員	会計管理者
本部員	企業立地推進部長	本部員	健康福祉部長
本部員	市民部長	本部員	経済環境部長
本部員	建設部長	本部員	都市対策監
本部員	上下水道部長	本部員	消防長
本部員	支所統括監兼一宮総合支所長	本部員	市民病院事務局長(兼)市民病院建設監
本部員	議会事務局長	本部員	監査委員事務局長
本部員	教育部長		

別表2

豊川市人権施策推進本部幹事会 幹事

幹事長	市民部 地域安心課長	幹事	総務部 行政課長
幹事	健康福祉部 介護高齢課長	幹事	健康福祉部 子ども課主幹
幹事	健康福祉部 福祉課長	幹事	健康福祉部 保健センター主幹
幹事	市民部 生活活性課長	幹事	市民部 国際課長
幹事	市民部 地域安心課主幹(文化センター)	幹事	経済環境部 商工観光課長
幹事	建設部 都市計画課主幹	幹事	教育委員会 生涯学習課長
幹事	教育委員会 次長(兼)学校教育課長		

## 人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会設置要綱

### (設置)

第1条 豊川市における人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等の策定に関し、市長の諮問に応じて、当該計画のあり方を審議するため、人権教育・啓発に関する豊川市行動計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (委員)

第2条 審議会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員は、市長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員は当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部地域安心課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月25日から実施する。

資料編

別表

人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会委員

役名	氏名	所属団体等
会長	西口 茂	豊川市人権擁護委員
副会長	寺本省子	豊川市小坂井文化センター運営審議会
委員	牧田千枝子	豊川市老人クラブ連合会
委員	若松美香	豊川市子供会連合会
委員	鈴木幸子	豊川市保育事業連絡協議会
委員	武田勇次郎	豊川市障害者（児）団体連絡協議会
委員	清水サチ子	国際交流はなのき会東三河ブロック（男女共同参画）
委員	井田パトリシア	（財）豊川市国際交流協会
委員	黒川佳則	豊川市小坂井文化センター運営審議会

TOY  KAWA